

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直内容・具体的な取組内容
前文		
<p>二十一世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度が創設された。</p> <p>介護保険制度は、その創設から二十年以上が経ち、介護サービス利用者は制度創設時の三倍を超えており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきている。</p> <p>総人口が減少に転じる中、高齢者人口は今後も増加し、高齢化は進展していく。介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代全てが七十五歳以上となる二千二十五年（令和七年）を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）を各地域の実情に応じて深化・推進してきたところである。</p> <p>平成二十六年には、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「平成二十六年の法改正」という。）により、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療制度改革と一体的に、地域包括ケアシステムの構築及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、地域支援事業の充実、低所得者の保険料軽減の強化、予防給付のうち訪問介護及び通所介護の地域支援事業への移行、特別養護老人ホームへの新規入所者を原則要介護三以上の高齢者に限定すること及び所得・資産のある人の利用者負担の見直し等を一体的に行う介護保険制度の改革が行われたところである。</p> <p>また、平成二十九年には、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号。以下「平成二十九年の法改正」という。）により、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援、重度化防止等に向けた取組の推進、医療及び介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割の導入等の措置を講ずることなどの介護保険制度の見直しが行われたところである。</p> <p>二千二十五年が近づく中で、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が六十五歳以上となる二千四十年（令和二十二年）に向け、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢者人口がピークを迎える。七十五歳以上人口は二千五十五年（令和三十七年）まで増加傾向となっており、介護ニーズの高い八十五歳以上人口は二千三十五年（令和十七年）頃まで七十五歳以上人口を上回る勢いで増加し、二千</p>	<p>介護保険制度は、その創設から 20 年以上が経ち、道内におけるサービス利用者は、約 272,000 人に達し、介護サービスの提供事業所数も着実に増加するなど、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきている。</p> <p>総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加し、高齢化は進展していく。介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代全てが 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要である。</p> <p>平成 29 年には、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、医療及び介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直しなどの介護保険制度の見直しが行われた。</p> <p>2025 年が近づく中で、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年（令和 22 年）に向け、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢人口がピークを迎える。75 歳以上人口は 2030 年（令和 12 年）まで増加傾向となっており、介護ニーズの高い 85 歳以上人口は 2040 年頃まで 75 歳以上人口を上回る勢いで増加していくことが見込まれる。また、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加しており、医</p>	<p>時点修正 R2.3 265 千人 → R5.3 272 千人</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載を基に本道の 75 歳以上人口のピーク時点を記載 同上</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直内容・具体的な取組内容
<p>六十年（令和四十二年）頃まで増加傾向が見込まれる。また、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性が高まっている。保険者ごとの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もあるが、都市部を中心に二千四十年まで増え続ける保険者も多く、人口構成の変化や介護需要の動向は地域ごとに異なる。また、中山間地域等では、介護の資源が非常に脆弱な地域も存在する。こうした各地域の中長期的な介護ニーズ等の状況に応じた介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備していくことが重要である。また、世帯主が高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加のほか、八十五歳以上人口の増加に伴い、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中で、地域で生活する高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要性が高まる。必要な介護サービス需要が変化することが想定される一方、生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場における生産性の向上の推進等が重要である。</p> <p>この指針は、こうした状況を踏まえ、中長期的な目標を示した上で、第九期（令和六年度から令和八年度までをいう。以下同じ。）の市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の策定のための基本的事項を定めるとともに、地域の実情に応じた介護給付等対象サービス（介護給付又は予防給付に係る居宅サービス等をいう。第一の十三、第二の三の四（一）及び第三の二の五を除き、以下同じ。）を提供する体制の確保及び地域支援事業の実施が計画的に図られるようにすることを目的とするものである。</p>	<p>療・介護の連携の必要性が高まっている。保険者ごとの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もあるが、都市部を中心に 2040 年まで増え続ける保険者もあり、人口構成の変化や介護需要の動向は地域ごとに異なる。また、中山間地域等では、介護の資源が非常に脆弱な地域も存在する。こうした各地域の中長期的な介護ニーズ等の状況に応じた介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備していくことが重要である。</p> <p>また、世帯主が高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加のほか、85 歳以上人口の増加に伴い、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中で、地域で生活する高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要性が高まる。必要な介護サービス需要が変化することが想定される一方、生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場における生産性の向上の推進等が重要である。</p> <p>この指針は、こうした状況を踏まえ、中長期的な目標を示した上で、本道の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施が計画的に図られるよう、市町村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「市町村計画」という。）及び北海道高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画（以下「道計画」という。）策定のための基本的事項を定めるものである。</p>	<p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p>
<p>第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項</p>		
<p>一 地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現</p> <p>市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施を図り、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの構築に努めることが重要である。</p> <p>なお、国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他必要な各般の措置を講ずるものとする。</p> <p>また、今後高齢化が一層進展する中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会（高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会をいう。以下同じ。）の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであるとともに、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会の実現が地域包括ケアシステムの目指す方向である。</p> <p>こうした地域共生社会の実現に向けて、平成二十九年の法</p>	<p>1 地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現</p> <p>市町村及び道は、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの構築に努める。</p> <p>また、今後高齢化が一層進展する中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会（高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会をいう。以下同じ。）の実現に向けた中核的な基盤となり得るものとともに、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会の実現が地域包括ケアシステムの目指す方向である。</p> <p>こうした地域共生社会の実現に向けて、社会福祉法（昭和 26</p>	<p>前文で地域包括ケアシステムの説明をしているため、説明文を削除</p> <p>「推進」から「構築」に修文</p> <p>重視すべき記載内容であるため国記載内容を追記</p> <div data-bbox="1528 1665 2412 1814" style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> <p>見直しのポイント 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組 ①地域共生社会の実現_1 ポツ目 「地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進」</p> </div> <p>上記を追記したことによる文章のつながりを整えるため修文</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直し内容・具体的な取組内容
<p>改正により社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）が改正され、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされたところである。</p> <p>これまで、介護保険制度においても、地域包括ケアシステムを推進する観点から、共生型サービスの創設のほか、生活支援や介護予防、認知症施策などの地域づくりに関係する取組を進めてきたが、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十二号。以下「令和二年の法改正」という。）においては、二千四十年を見据えて、また、地域共生社会の実現を目指して、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進、医療・介護の情報基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人の創設など社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われたところである。これまでも各自治体において、地域共生社会の実現に向け、介護保険制度における地域包括ケアシステムの基盤を活かした取組が進められており、今後は包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて医療と介護の連携強化や医療・介護の情報基盤の一体的な整備による地域包括ケアシステムの一層の推進や、保険者機能を一層発揮しながら、地域の自主性や主体性に基づき、介護予防や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域の実情に応じて取組をデザインする、いわば「地域デザイン機能」を強化し、地域共生社会の実現を図っていくことが必要である。</p> <p>1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進</p> <p>介護保険制度は、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図ることが重要である。</p> <p>このため、住民や事業者など地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職等との連携の推進、口腔機能向上や低栄養防止に係る活動の推進、地域ケア会議の多職種連携による取組の推進、地域包括支援センターの強化、介護サービス提供時間中の有償での取組も含めたボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加や生きがいづくりの促進など、地域の実態や状況に応じた様々な取組を行うことが重要である。</p> <p>特に、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止の推進に当たっては、機能回復訓練等的高齢者へのアプローチだけではなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる生活を営むことのできる生活環境の調整及び地域づくり等により、高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バラ</p>	<p>年法律第 45 号）の改正により、地域住民と協働して、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされた。</p> <p>これまで、介護保険制度においても、地域包括ケアシステムを推進する観点から、共生型サービスの創設のほか、生活支援や介護予防、認知症施策などの地域づくりに関係する取組を進めてきたが、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律 52 号。以下「令和 2 年の法改正」という。）においては、2040 年を見据えて、また、地域共生社会の実現を目指して、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化など社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われ、今後は包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて、地域共生社会の実現に向け、介護保険制度における地域包括ケアシステムの基盤を活かした取組が進められており、医療と介護の連携強化や医療・介護の情報基盤の一体的な整備による地域包括ケアシステムの一層の推進や、保険者機能を一層発揮しながら、地域の自主性や主体性に基づき、介護予防や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域の実情に応じて取組をデザインする、いわば「地域デザイン機能」を強化し、地域共生社会の実現を図っていく。</p> <p>(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進</p> <p>高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化を防止するため、自立支援・介護予防に関する普及啓発、地域ケア会議の多職種連携による取組の推進、地域包括支援センターの強化、介護サービス提供時間中の有償での取組も含めたボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加や生きがいづくりの促進など、地域の実態や状況に応じて様々な取組を推進する。</p> <p>特に、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止の推進に当たっては、機能回復訓練等だけではなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる地域づくり等を進めることが重要であり、高齢者の自立支援に資する取組を推進することで、要介護状態等になっても、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指</p>	<p>国記載内容に準拠</p> <div data-bbox="1525 793 2410 907" style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> <p>見直しのポイント 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組 ②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備</p> </div> <p>国記載内容に準拠</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直内容・具体的な取組内容
<p>ンスのとれたアプローチが重要である。このような効果的なアプローチを実践するため、地域における保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職の関与を得ながら、高齢者の自立支援に資する取組を推進することで、要介護状態等になっても、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指すことが重要である。その際には、多様なサービスである短期集中予防サービスや、地域ケア会議、生活支援体制整備事業等の事業と連携し進めることが重要である。また、効果的・効率的な取組となるよう、令和二年の法改正も踏まえた地域支援事業等に関するデータやアウトカム指標を含む評価指標を活用するとともに、好事例について横展開を図りながら、PDCAサイクルに沿って取組を進めることが重要である。なお、介護予防を進めるに当たっては、高齢者の心身の状態が自立、フレイル、要支援、要介護のいずれかに該当するかを把握するだけでなく、その状態が可変であるというように連続的に捉えて支援するという考えに立つことも重要である。</p> <p>加えて、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号。以下「令和元年の健保法改正」という。）による改正後の介護保険法等に基づき、運動、口腔、栄養、社会参加等の観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加できるようにすること、また、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることによって、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防の促進を目指すことも重要である。</p> <p>さらに、要介護者等がその能力に応じ自立した日常生活を営むためには、要介護者等に対するリハビリテーションに係るサービスが計画的に提供されるよう取り組むことが重要である。</p> <p>2 介護給付等対象サービスの充実・強化</p> <p>高齢者が要介護状態等となっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことを可能とする「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」を確立することが重要である。</p> <p>そのために、認知症の人や高齢者が環境変化の影響を受けやすいことに留意し、これらの者が要介護状態等となっても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう指定地域密着型サービス等のサービスの提供や在宅と施設の連携等、地域における継続的な支援体制の整備を図ることが重要である。</p> <p>その際、在宅における重度の要介護者、医療ニーズの高い中重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯及び認知症の人の増加、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性等を踏まえ、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型</p>	<p>す。その際には、多様なサービスである短期集中予防サービスや、地域ケア会議、生活支援体制整備事業等の事業と連携し進めていく。</p> <p>また、効果的・効率的な取組となるよう、令和2年の法改正も踏まえた地域支援事業等に関するデータやアウトカム指標を含む評価指標を活用するとともに、好事例について横展開を図りながら、PDCA サイクルに沿って取組を進める。</p> <p>なお、介護予防を進めるに当たっては、高齢者の心身の状態が自立、フレイル、要支援、要介護、またその状態が可変であるというように、連続的に捉えて支援するという考えに立つて行う。</p> <p>加えて、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）による改正後の介護保険法等に基づき、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることによって、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防の促進を目指す。</p> <p>さらに、要介護者等がその能力に応じ自立した日常生活を営むためには、要介護者等に対するリハビリテーションに係るサービスが計画的に提供されるよう取り組んでいく。</p> <p>（2）介護給付等対象サービスの充実・強化</p> <p>高齢者が要介護状態等となっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことを可能とする「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」の推進のほか、認知症の人や高齢者が環境変化の影響を受けやすいことに留意し、これらの者が要介護状態等となっても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう指定地域密着型サービス等のサービスの提供や在宅と施設の連携等、地域における継続的な支援体制の整備を進める。</p> <p>特に、在宅における重度の要介護者、医療ニーズの高い中重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯及び認知症の人の増加、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性等を踏まえ、高齢者の日常生活全般を柔軟なサービス提供により支えることが可能な、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護等（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」）</p>	<p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直し内容・具体的な取組内容
<p>居宅介護等（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等という。）の更なる普及を図るに当たっては、要介護者等をはじめ地域の住民やサービス事業所等を含めた地域全体に対して理解を図っていくことが重要である。</p> <p>また、居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるように、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要である。</p> <p>さらに、施設に入所する場合も、施設での生活を居宅での生活に近いものとし、高齢者の意思及び自己決定を最大限尊重することが重要である。</p> <p>加えて、介護老人福祉施設等の介護保険施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応することが重要である。</p> <p>また、介護老人福祉施設において、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある方が、要介護一・二であっても適切に入所できるようにする観点から、そうした方の入所も含めてサービスの量の見込みを定めることや、入所の可否を判断する際、入所の必要性を適切に判断することが重要である。</p> <p>3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備</p> <p>地域包括ケアシステムの構築に必要な在宅医療の提供体制は在宅医療を受ける患者の生活の場である日常生活圏域での整備が必要であることから、在宅医療及び介護が円滑に提供される仕組みの構築のため、国又は都道府県の支援のもと、市町村が主体となって地域の医師会等と協働して、在宅医療の実施に係る体制の整備や、在宅医療や訪問看護を担う人材の確保・養成を推進することが重要である。</p> <p>今後、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患又は認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、当該高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、市町村は、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応、感染症発生時や災害時対応等の様々な局面において、地域における在宅医療及び介護の提供に携わる者その他の関係者の連携（以下「在宅医療・介護連携」という。）を推進するための体制の整備を図ることが重要である。</p> <p>そのために、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、リハビリテーションの提供に当たる理学療法士若しくは作業療法士若しくは言語聴覚士、管理栄養士又は歯科衛生士等の医療関係職種と社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、地域包括支援センターの職員等の介護関係職種との連携が重要であり、市町村が主体となって、医療及び介護の連携の核となる人材の育成を図りつつ、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号。以下「令和五年の法改正」という。）によって創設された医療法（昭和二十三年法律第二百五号）におけるかかりつけ医機能報</p>	<p>護等」という。）の更なる普及を図るに当たっては、要介護者等をはじめ地域住民やサービス事業所等を含めた地域への理解を促進していく。</p> <p>また、居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるように、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備を推進するほか、施設に入所する場合であっても、施設での生活を居宅での生活に近いものとし、高齢者の意思及び自己決定を最大限尊重できる体制を推進していく。</p> <p>あわせて、介護老人福祉施設等の介護保険施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応できるように支援を行うほか、介護老人福祉施設において、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある方が、要介護1・2であっても適切に入所できるようにする観点から、そうした方の入所も含めてサービスの量の見込みを定めることや、入所の可否を判断する際、市町村等が入所の必要性を適切に判断することができるよう支援を行う。</p> <p>（3）在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備</p> <p>地域包括ケアシステムの構築に必要な在宅医療は、在宅医療を受ける患者の生活の場である日常生活圏域での提供体制を整備することが必要であることから、在宅医療及び介護が円滑に提供される仕組みの構築のため、国及び道の支援のもと、市町村が主体となって、体制の整備や人材の確保・養成を推進する。</p> <p>今後、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患又は認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、市町村は、入退院支援、日常の療養支援、看取り、認知症の対応力強化、感染症や災害時対応等の様々な局面において、地域における在宅医療及び在宅介護の提供に必要な当該提供に携わる者その他の関係者の連携（以下「在宅医療・介護連携」という。）を推進する体制の整備を図る。</p> <p>また、医師、看護職員等の医療関係職種と社会福祉士等の介護関係職種との連携が重要であることから、市町村が主体となって、医療及び介護の連携の核となる人材の育成を図りつつ、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号。以下「令和5年の法改正」という。）によって創設された医療法（昭和23年法律第205号）におけるかかりつけ医機能報告等も踏まえた協議の結果も考慮しながら、地域の医師会等と協働し在宅医療・介護連携を推進する。その際には、医療や介護・健康づくり部門の庁内連携を密にするとともに、取組を総合的に進める人材を育成・配置していく。</p>	<p>見直しのポイント 1. 介護サービス基盤の計画的な整備 ②在宅サービスの充実_1 ポツ目 「居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及」</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>見直しのポイント 1. 介護サービス基盤の計画的な整備 ②在宅サービスの充実_2 ポツ目 「居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるように、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要」</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直し内容・具体的な取組内容
<p>告等も踏まえた協議の結果も考慮しながら、地域の医師会等と協働し在宅医療・介護連携等の推進を図ることが重要である。その際には、医療や介護、健康づくり部門の庁内連携を密にするとともに、取組を総合的に進める人材を育成・配置していくことも重要である。</p> <p>また、市町村でPDC Aサイクルに沿った事業展開を行えるよう、地域包括ケア「見える化」システムを周知すること等が重要である。</p> <p>4 日常生活を支援する体制の整備</p> <p>単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症の人の増加に対応し、地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援を含む日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援・介護予防サービスを整備していくために、市町村が中心となって、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体による地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成、資源の創出等を通じ、介護給付等対象サービス及び地域支援事業等の公的なサービスのほか、民間企業、協同組合、NPO、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援・介護予防サービスを担う事業主体の支援、協働体制の充実・強化を図ることが重要である。</p> <p>平成二十六年の法改正では、要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、平成三十年四月より全ての介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）へ移行することとされた。総合事業の充実化については、第九期介護保険事業計画期間中に集中的に取り組むことが重要であり、地域共生社会の実現という観点からも、総合事業の多様なサービス等において地域住民の主体的な参画を促進していくことが必要である。その際、市町村においては、法第十五条の四十五の二第一項の規定に基づき公表する厚生労働大臣が定める指針等（以下「ガイドライン」という。）や好事例の提供等を参考に、地域支援事業の活用はもちろんのこと、市町村が行う一般施策等も併せながら積極的に必要な体制の整備に取り組むことが重要である。また、令和三年度以降、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービス（以下「要介護認定によるサービス」という。）を受ける前から市町村の補助により実施される法第十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業のサービス（以下「補助形式によるサービス」という。）を継続的に利用する居宅要介護被保険者についても補助形式によるサービスの対象とすることが可能となったこと及び総合事業のサービス単価について国の定める額を勘案して市町村において定めることとなったことにも留意が必要である。</p> <p>5 高齢者の住まいの安定的な確保</p>	<p>また、市町村でPDC Aサイクルに沿った事業展開を行えるよう、地域包括ケア「見える化」システムを周知する。</p> <p>（4）日常生活を支援する体制の整備</p> <p>多様な生活支援・介護予防サービスを整備していくため、市町村が中心となって、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体による地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成等を通じ、介護給付等対象サービス及び地域支援事業等の公的なサービスのほか、生活支援・介護予防サービスを担う事業主体の支援、協働体制の充実・強化を図る。</p> <p>平成30年4月より、全ての介護予防訪問介護、介護予防通所介護が、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）へ移行したことから、総合事業の充実化については、第九期介護保険事業計画期間中に集中的に取り組むことが重要であり、地域共生社会の実現という観点からも、総合事業の多様なサービス等において地域住民の主体的な参画を促進していくことが必要であるため、市町村は、厚生労働大臣が定める指針等を参考に、地域支援事業の活用はもちろんのこと、一般施策等も併せながら積極的に取組を進める。</p> <p>また、令和3年度以降、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービスを受ける前から市町村の補助により実施される法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業のサービスを継続的に利用する居宅要介護被保険者についても補助形式によるサービスの対象とすることが可能となったこと及び総合事業のサービス単価について国の定める額を勘案して市町村において定めることとなったことにも留意する。</p> <p>（5）高齢者の住まいの安定的な確保</p>	<p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直し内容・具体的な取組内容
<p>今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中であって、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題である。</p> <p>また、地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となるため、個人において確保する持家としての住宅や賃貸住宅に加えて、有料老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。）やサービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。以下同じ。）等の高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保するとともに、これらの住まいにおける入居者が安心して暮らすことができるよう、必要に応じて住宅政策を所管する部局と連携し、供給目標等を定めるとともに、都道府県は適確な指導監督を行うよう努めることが重要である。</p> <p>また、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題を抱える高齢者に対応できるよう、養護老人ホームや軽費老人ホームについて、地域の実情に応じて、サービス量の見込みを定めることが重要である。</p> <p>さらに、居住支援協議会等の場も活用しながら、生活に困難を抱えた高齢者等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援の取組を推進することや、低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居住の確保を図ることが重要である。</p> <p>また、今後、高齢者人口や人口構成の変化に伴い地域ごとに介護需要も異なってくることから、医療及び介護の提供体制の整備を、住宅や居住に係る施策との連携も踏まえつつ、地域ごとの将来の姿や課題を踏まえた「まちづくり」の一環として位置付けていくという視点を明確にしていくことも重要である。</p> <p>その際には、町内会や自治会等の活動を基盤とした既存のコミュニティを再構築していくことはもとより、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活用や、NPO、ボランティア団体、民間事業者等の地域の様々な活動主体との協力によって、地域包括ケアシステムを構築していくことが重要である。</p>	<p>今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中であって、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題であり、持ち家としての住宅や賃貸住宅に加え、有料老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。）やサービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。以下同じ。）等の高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保するとともに、入居者が安心して暮らすことができるよう、必要に応じて住宅政策を所管する部局と連携し、供給目標等を定めるとともに、適確な指導監督を行う。</p> <p>また、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題を抱える高齢者に対応できるよう、養護老人ホームや軽費老人ホームについて、地域の実情に応じて、サービス量の見込みを定める。</p> <p>さらに、居住支援協議会等の場も活用しながら、生活に困難を抱えた高齢者等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援の取組を推進することや、低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居住の確保を図るなど、住宅施策と連携し、「まちづくり」の一環という視点を明確にししながら、医療及び介護の提供体制を整備していく。</p>	<p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p>
<p>二 中長期的な目標</p> <p>高齢者の自立と尊厳を支えるケアを実現するため、二千二十五年までの間に、各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することを目標として、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実等地域包括ケアシステムの構築に向けた方策に取り組むことが重要である。</p> <p>また、二千四十年頃には、生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢者人口がピークを迎える。七十五歳以上人口</p>	<p>2 中長期的な目標</p> <p>2025年（令和7年）までの間に、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実等地域包括ケアシステムの構築に向けた方策に取り組む。</p> <p>また、2040年（令和22年）頃には、生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢者人口がピークを迎える。75歳以上人口は2030</p>	<p>国記載内容に準拠</p> <p>修文</p> <p>修文</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載を基に本道の75歳以上人口のピーク時点を記載</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直内容・具体的な取組内容
<p>は二千五十五年まで概ね増加傾向となっており、介護ニーズの高い八十五歳以上人口は二千三十五年頃まで七十五歳以上人口を上回る勢いで増加し、二千六十年頃まで増加傾向が見込まれる。また、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性が高まっている。保険者ごとの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もあるが、都市部を中心に二千四十年まで増え続ける保険者も多く、人口構成の変化や介護需要の動向は地域ごとに異なる。また、中山間地域等では、介護の資源が非常に脆弱な地域も存在する。こうした各地域の中長期的な介護ニーズ等の状況に応じた介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備していくことが重要である。</p> <p>さらに、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用していくため、既存施設や事業所の今後の在り方を含めて検討することが重要である。</p> <p>加えて、世帯主が高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加のほか、八十五歳以上人口の増加に伴い、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中で、地域で生活する高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要性が高まる。必要な介護サービス需要が変化することが想定される一方、生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場における生産性の向上の推進等が重要である。</p> <p>このため、第六期（平成二十七年度から平成二十九年度までをいう。以下同じ。）以降の市町村介護保険事業計画を地域包括ケア計画として位置付け、各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、二千四十年等の中長期を見据え介護サービス基盤を計画的に整備することとし、第八期（令和三年度から令和五年度までをいう。以下同じ。）の達成状況の検証を踏まえた上で、第九期の位置付け及び第九期期間中に目指すべき姿を具体的に明らかにしながら目標を設定し、取組を進めることが重要である。</p>	<p>年（令和12年）まで増加傾向となっており、介護ニーズの高い85歳以上人口は2040年頃まで75歳以上人口を上回る勢いで増加していくことが見込まれる。また、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性が高まっている。保険者ごとの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もあるが、都市部を中心に2040年まで増え続ける保険者もあり、人口構成の変化や介護需要の動向は地域ごとに異なる。また、中山間地域等では、介護の資源が非常に脆弱な地域も存在する。こうした各地域の中長期的な介護ニーズ等の状況に応じた介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備していく。</p> <p>さらに、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用していくため、既存施設や事業所の今後の在り方を含めて検討する。</p> <p>加えて、世帯主が高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加のほか、85歳以上人口の増加に伴い、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中で、地域で生活する高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要性が高まる。必要な介護サービス需要が変化することが想定される一方、生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場における生産性の向上を推進する。</p> <p>このため、市町村介護保険事業計画を地域包括ケア計画として位置付け、各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、中長期を見据え介護サービス基盤を計画的に整備することとし、第8期（令和3年度から令和5年度までをいう。以下同じ。）計画の達成状況の検証を踏まえた上で、第9期の位置付け及び第9期期間中に目指すべき姿を具体的に明らかにしながら目標を設定し取組を進める。</p>	<p>同上 国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p>
<p>三 医療計画との整合性の確保</p> <p>平成三十年度以降、市町村介護保険事業計画、都道府県介護保険事業支援計画及び医療計画（医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）の作成・見直しのサイクルが一致することとなった。病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、これらの計画の整合性を確保することが重要である。このため、都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を開催し、より緊密な連携が図られるような体制整備を図っていくことが重要である。</p> <p>当該協議の場においては、例えば、各都道府県において地域医療構想（医療法第三十条の四第二項第七号に規定する将来の医療提供体制に関する構想をいう。以下同じ。）が</p>	<p>3 医療計画との整合性の確保</p> <p>平成30年度以降、市町村介護保険事業計画、北海道介護保険事業支援計画及び医療計画（医療法第30条の4第1項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）の作成・見直しのサイクルが一致することとなった。</p> <p>そのため、病床機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築、並びに、在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、計画の整合性を確保することとし、道や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を設けるとともに、協議の場においては、道の地域医療構想（医療法第30条の4第2項第7号に規定する将来の医療提供体制に関する構想をいう。以下同じ。）が策定され、医療法第30条の14に規定する地域医療構想調整会議において地域医療構想の達成の推進に関する協議が行われていることも踏まえ、在宅医療等の新たなサービス必要量に関する整合性を確</p>	<p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直し内容・具体的な取組内容
<p>策定され、医療法第三十条の十四に規定する地域医療構想調整会議において地域医療構想の達成の推進に関する協議が行われていることも踏まえつつ、病床の機能の分化及び連携に伴い生じる、在宅医療等の新たなサービス必要量に関する整合性を確保することが重要であることから、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画において掲げる介護のサービスの見込量と、医療計画において掲げる在宅医療の整備目標が整合的なものとなるよう、必要な事項についての協議を行うことが重要である。</p> <p>四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進</p> <p>市町村は、介護保険事業の運営を核としながら、地域住民による多様な活動の展開を含む、地域における保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に整備することが重要である。</p> <p>このため、地域包括支援センターによる、①介護支援専門員個人だけでなく、地域住民やサービス事業所等に対して介護予防や自立支援に関する理解を促し、地域で適切なケアマネジメントが行われる環境を作ること、②地域ケア会議を開催することを通じて、市町村が、多様な職種や機関との連携協働による地域包括支援ネットワークの構築を進めることが重要である。</p> <p>加えて、認知症高齢者の家族、ヤングケアラーなど家族介護者支援に取り組むことが重要である。更に、地域包括支援センターは、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待されることも踏まえ、高齢者だけでなく、経済的困窮者、単身・独居者、障害者、一人親家庭やこれらが複合したケースなどに対応するため、生活困窮分野、障害分野や児童福祉分野など他分野と連携促進を図っていくことが重要である。このようなニーズに対応し適切にその役割を果たすために、地域包括支援センターにおける体制や環境の整備を進めることが重要である。</p> <p>さらに、高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）や協議体を中心となり、サービス提供者と利用者とは「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを市町村が進めていくことが重要である。</p> <p>さらに、住宅や居住に係る施策との連携も踏まえつつ、地域の将来の姿を踏まえた「まちづくり」の一環として位置付けていくという視点を明確にしていくことも重要である。</p> <p>こうして市町村を中心として、サービス提供者、多様な専門職や機関、地域住民等が地域の課題を共有し、資源開発、政策形成につなげ、情報通信技術（以下「ICT」と</p>	<p>保するため、市町村介護保険事業計画及び北海道介護保険事業支援計画において掲げる介護サービスの見込量と、医療計画における在宅医療の整備目標が整合的なものとなるよう、必要な事項についての協議を行いながら、より緊密に連携を図る。</p> <p>4 地域包括ケアシステム構築のための地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進</p> <p>市町村は、介護保険事業を運営しながら、地域における保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に整備するため、地域包括支援センターが中心となって、地域で適切なケアマネジメントが行われる環境を整備するとともに、地域ケア会議の開催を通じて、地域包括支援ネットワークの構築を進める。</p> <p>さらに、認知症高齢者の家族、ヤングケアラーなど家族介護者支援に取り組むほか、地域包括支援センターは、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待されることも踏まえ、高齢者だけでなく、経済的困窮者、単身・独居者、障害者、一人親家庭やこれらが複合したケースなどに対応するため、生活困窮分野、障害分野や児童福祉分野など他分野と連携促進を図っていくことが重要であり、このようなニーズに対応し適切にその役割を果たすために、地域包括支援センターにおける体制や環境の整備を進める。</p> <p>また、高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）を中心となり、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めていく。</p>	<p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p> <div data-bbox="1528 1113 2412 1245" style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> <p>見直しのポイント 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組 ①地域共生社会の実現_2 ポツ目 「地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待」</p> </div>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直し内容・具体的な取組内容
<p>いう。)等の活用も図りつつ、地域づくりに取り組むことが重要である。</p> <p>五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等</p> <p>地域包括ケアシステムの構築に当たっては、介護給付等対象サービス及び地域支援事業に携わる質の高い人材を、安定的に確保するための取組を講じていくことが重要である。加えて、少子高齢化が進展し、介護分野の人的制約が強まる中、職場環境の改善等の取組を通じ、職員の負担軽減を図るとともに、ケアの充実等の介護サービスの質の向上へ繋げていくなどの生産性の向上の推進に取り組んでいくことが不可欠である。</p> <p>このため、都道府県は広域的な立場から、市町村は保険者として地域で取組を進める立場から、必要な介護人材の確保のため、二千二十五年やその先の生産年齢人口の減少の加速等を見据えつつ、「介護離職ゼロ」の実現に向けた介護サービス基盤の整備に伴って必要となる人材の確保に向け、総合的な取組を推進することが重要である。</p> <p>その際には、地域の関係者とともに、処遇改善や、若年層、中高年齢層、子育てを終えた層や他業種からの新規参入の促進、都道府県福祉人材センター等の活用等による多様な人材の参入促進、離職した介護福祉士等の届出制度も活用した潜在的有資格者等の復職・再就職支援、外国人介護人材の確保・受入れ・定着や介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備、離職防止・定着促進のための働きやすい環境の整備、介護の仕事の魅力向上・発信、キャリアパスや専門性の確立による資質の向上、介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、高齢者や女性も含めた幅広い層の参入による業務改善（いわゆる介護助手の取組）、複数法人による協同組合の推進等による生産性の向上や介護現場の革新等に一体的に取り組むことが重要である。</p> <p>また、都道府県は、広く域内の介護サービスの情報を把握できる立場にあることから、介護現場の生産性の向上の取組は都道府県が主体となり、地域の実情を踏まえ、総合的かつ横断的に進めていくことが重要である。そのため、令和五年の法改正による改正後の法第五条においても都道府県は「介護サービスを提供する事業所又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努めなければならない。」とされており、発信力のあるモデル施設・事業所を地域で育成し、周辺に取組を伝播させていくなど、自治体が主導し、地域全体で取組を推進していく必要がある。具体的には、地域医療介護総合確保基金に基づく介護生産性向上推進総合事業によるワンストップ型の窓口の設置、介護現場革新のための協議会の設置といった取組が考えられる。</p> <p>また、認知症施策の総合的な推進に当たっては、七に掲げる各施策の推進に必要な人材育成のための取組を進め</p>	<p>5 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等</p> <p>地域包括ケアシステムの構築に当たって、介護給付等対象サービス及び地域支援事業に携わる質の高い人材を、安定的に確保するための取組を講じていくことが必要である。</p> <p>加えて、少子高齢化が進展し、介護分野の人的制約が強まる中、職場環境の改善等の取組を通じ、職員の負担軽減を図るとともに、ケアの充実等の介護サービスの質の向上へ繋げていくなどの生産性の向上の推進に取り組んでいくことが不可欠である。</p> <p>このため、道は広域的な立場から、市町村は保険者として地域で取組を進める立場から、2025年やその先の生産年齢人口の減少の加速等を見据えつつ、「介護離職ゼロ」の実現に向けた介護サービス基盤の整備に伴って必要となる人材の確保に向け、総合的な取組を推進する。</p> <p>その際には、地域の関係者とともに、処遇改善や、若年層、中高年齢層、子育てを終えた層、高齢者層等の各層や他業種からの新規参入の促進、離職した介護福祉士等の届出制度も活用した潜在的人材の復職・再就職支援、外国人介護人材の確保・受入れ・定着や介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備、離職防止・定着促進のための働きやすい環境の整備、介護の仕事の魅力向上・発信、キャリアパスや専門性の確立による資質の向上、介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、高齢者や女性も含めた幅広い層の参入による業務改善（いわゆる介護助手の取組）、複数法人による協同組合の推進等による生産性の向上や介護現場の革新等に一体的に取り組むことが重要である。</p> <p>また、介護現場の生産性の向上の取組は、地域の実情を踏まえ、総合的かつ横断的に進めていくことが重要であるため、発信力のあるモデル施設・事業所を地域で育成し、周辺に取組を伝播させていくなど、地域全体で取組を推進していく。</p>	<p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p> <div data-bbox="1537 743 2415 863" style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> <p>見直しのポイント 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上 1 ポツ目 「介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施」</p> </div> <p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直内容・具体的な取組内容
<p>ることが重要である。</p> <p>加えて、ケアマネジメントの質の向上及び介護支援専門員の人材確保に取り組むことが重要である。</p> <p>地域包括支援センターの職員については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、柔軟な職員配置と居宅介護支援事業所などの地域の拠点との連携を推進していくことが重要である。また、地域包括支援センターの適切な関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することに伴い、介護予防を居宅介護支援事業所と連携し推進していくことが重要である。</p> <p>さらに地域支援事業を充実させるため、地域において生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）等の養成を進めることが重要である。この場合、市町村においても、都道府県と連携しながら、生活支援等の支え手となるボランティア及びNPOの育成、市民後見人の育成、認知症サポーターの養成等、必要な施策に取り組むことが重要である。その際、地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）におけるボランティア活動へのポイント付与や事務お助け隊（地域の支え合い・助け合い活動のための事務手続き等支援事業）等の事業の活用についても検討することが重要である。</p> <p>生活支援等の担い手については、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）や協議体を中心となり、サービス提供者と利用者との「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう元気高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを市町村が進めていくことが重要である。</p> <p>加えて、生産年齢人口が減少する中においても、介護現場が地域における介護ニーズに応え、介護人材が利用者や家族からも感謝され、やりがいを持って働き続けられる環境作りを進めるためには、職場の良好な人間関係作りや、結婚や出産、子育てを経ても働ける環境整備を図ることが重要である。また、ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組を推進していくことが重要である。介護現場における業務仕分けや、介護ロボットやICTの活用、元気高齢者を含めた介護人材の確保・定着、介護という仕事の魅力発信等の介護現場革新の取組について、地域の実情に応じてきめ細かく対応していく体制整備を図った上で、都道府県と市町村とが連携しながら関係者の協働の下進めるとともに、介護現場革新の取組の周知広報等を進め、介護現場のイメージを刷新していくことが重要である。</p> <p>また、都道府県及び市町村において、医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築に向けた計画等の立案、評価等に携わる人材の育成を行っていくことも重要である。</p> <p>業務の効率化の観点からは、介護現場におけるICTの活用を進めるとともに、介護分野の文書に係る負担軽減を図っていくことが重要であることから、指定申請や報酬請</p>	<p>加えて、ケアマネジメントの質の向上及び介護支援専門員の人材確保の取組を推進していく。</p> <p>地域包括支援センターの職員については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、柔軟な職員配置と居宅介護支援事業所などの地域の拠点との連携を推進していくことが重要である。また、地域包括支援センターの適切な関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することに伴い、介護予防を居宅介護支援事業所と連携し推進していく体制を推進する。</p> <p>市町村においても、道と連携しながら、生活支援等の支え手となるボランティア、NPOの育成、市民後見人の育成、認知症サポーターの養成等、必要な施策に取り組む。</p> <p>加えて、生産年齢人口が減少する中においても、介護現場が地域における介護ニーズに応え、介護人材がやりがいを持って働き続けられる環境作りを進めるため、職場の良好な人間関係作りや結婚や出産、子育てを続けながら働ける環境整備を進めるほか、ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組を推進していく。介護現場における業務仕分けや介護ロボットやICTの活用、元気高齢者を含めた介護人材の確保・定着、介護という仕事の魅力発信等の介護現場革新の取組について、地域の実情に応じてきめ細かく対応していく体制整備を図った上で、道と市町村とが連携しながら関係者の協働の下進めるとともに、介護現場革新の取組の周知広報等を進め、介護現場のイメージを刷新していく。</p> <p>業務の効率化の観点からは、介護現場におけるICTの活用を進めるとともに、介護分野の文書に係る負担軽減を図っていくことが重要であり、指定申請や報酬請求等に係る国が示してい</p>	<p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直内容・具体的な取組内容
<p>求等に係る国が示している標準様式と「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化に向けて、令和五年三月に介護保険法施行規則等の改正を行い、令和八年三月までにその準備を完了することとされたところである。国、都道府県、市町村、関係団体等がそれぞれの役割を果たしながら連携して介護事業者及び自治体の業務効率化に取り組むことが重要である。</p> <p>加えて、介護人材確保が喫緊の課題とされる中で、介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効に活用するため、介護サービス事業者の経営の協働化や大規模化も有効な手段の一つである。</p> <p>また、今後も高齢者の増加に伴う要介護認定申請件数の増加が見込まれることから、要介護認定を遅滞なく適正に実施するために、各保険者において、認定審査会の簡素化や認定事務の効率化を進めつつ、必要な体制を計画的に整備していくことが重要である。</p> <p>六 介護に取り組む家族等への支援の充実</p> <p>介護保険制度が創設された大きな目的の一つは、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みを設けることで、家族による過度な介護負担を軽減することにあった。</p> <p>制度の創設とその後の介護サービスの充実に伴い、家族の負担は軽減された面もあるが、今なお、介護サービスを利用していない場合だけでなく利用している場合でも、多くの家族は何らかの心理的な負担感や孤立感を有しており、特に、認知症の人を介護している家族の場合にこの傾向が強い。</p> <p>また、一億総活躍社会の実現の観点から、①必要な介護サービスの確保を図るとともに、②家族の柔軟な働き方の確保、働く家族等に対する相談・支援の充実を図ることで、働く人が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する者が働き続けられる社会の実現を目指すこととされている。</p> <p>さらに、全世代型社会保障の構築を進める観点から、ヤングケアラーも含めた家庭における介護の負担軽減のための取組を進めることが重要である。</p> <p>こうした点を踏まえ、市町村で実施している家族介護支援事業、地域包括支援センターによる総合相談支援機能の活用、地域拠点が行う伴走型支援などの関係機関等による支援や、それらの連携を通じて、介護を必要とする高齢者のみならず、家族介護者を含めて支えていくための取組を進めていくことが重要である。</p> <p>七 認知症施策の推進</p> <p>認知症施策については、これまで「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づき推進されてきたが、今後認知症の人の数が増加することが見込まれていることから、さらに強力に施策を推進していくため、令和元年六月十八日、認知症施策推進関係閣僚会議において認知症施策推進大綱がとりまとめられた。認知症施策推進大綱の対</p>	<p>る標準様式と「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化に向けて、国が令和5年3月に改正した介護保険法施行規則等では、令和8年3月までにその準備を完了することとされたことから、国、道、市町村、関係団体等がそれぞれの役割を果たしながら連携して介護事業者及び自治体の業務効率化に取り組む。</p> <p>また、今後も高齢者の増加に伴う要介護認定申請件数の増加が見込まれること等から、要介護認定を遅滞なく適正に実施するために、各保険者において、認定審査会の簡素化や認定事務の効率化を進めつつ、必要な体制を計画的に整備していく。</p> <p>6 介護に取り組む家族等への支援の充実</p> <p>必要な介護サービスの確保を図るとともに、家族の柔軟な働き方の確保、働く家族等に対する相談・支援の充実を図ることで、介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する者が働き続けられる社会の実現を目指すほか、ヤングケアラーも含めた家庭における介護の負担軽減のための取組を進めるため、各市町村で実施している家族介護支援事業、地域包括支援センターによる総合相談支援機能の活用、地域拠点が行う伴走型支援などの関係機関等による支援や、それらの連携を通じて、介護を必要とする高齢者のみならず、家族介護者を含めて支えていくための取組を進めていく。</p> <p>7 認知症施策の推進</p> <p>認知症施策については、これまで「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づき推進されてきたが、今後認知症の人の数が増加することが見込まれていることから、さらに強力に施策を推進していくため、令和元年6月18日、認知症施策推進関係閣僚会議において認知症施策推進大綱がとりまとめられた。認知症施策推進大綱の対象期間は令和7年までの6年間</p>	<p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直し内容・具体的な取組内容
<p>象期間は令和七年までの六年間であり、令和四年は策定三年後の中間年であったことから、施策の進捗状況について中間評価が行われた。</p> <p>したがって、今後は、中間評価の結果を踏まえ、認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、次の1から5までに掲げる柱に沿って認知症施策を進めることが重要である。また、これらの施策は認知症の人やその家族の意見も踏まえて推進することが重要である。</p> <p>なお、令和五年通常国会で成立した共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和五年法律第六十五号）の施行に向けては、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症施策を推進していく必要があることに留意すること。</p> <p>1 普及啓発・本人発信支援 認知症サポーターの養成等を通じた認知症に関する理解促進や相談先の周知、認知症の人の意思決定の支援、認知症の人本人からの発信の支援に取り組むこと。</p> <p>2 予防 認知症に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するため、研究機関、医療機関、介護サービス事業者等と連携し、認知症の予防に関する調査研究を推進すること。また、認知症予防に関するエビデンスの収集・普及を進めること。さらに、認知症に関する正しい知識と理解に基づき、通いの場における活動の推進など、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を推進すること。</p> <p>3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 (一) 医療・ケア・介護サービス 認知機能低下のある人（軽度認知障害を含む。）や認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等の更なる質の向上や連携の強化を推進すること。また、医療従事者の認知症対応力向上のための取組を推進すること。さらに、診断後等の認知症の人やその家族に対する精神的支援や日常生活全般に関する支援等を推進すること。 あわせて、認知症の人に対して、それぞれの状況に応じた適切な介護サービスを提供できるよう、介護サービス基盤整備や介護人材確保、介護従事者の認知症対応力向上のための取組を推進すること。 (二) 介護者への支援 認知症の人の介護者の負担軽減や生活と介護の両立が図れるよう、認知症の人及びその介護者が集う認知症カフェ等の取組を推進すること。</p> <p>4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援 (一) 認知症バリアフリーの推進 生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁</p>	<p>であり、令和4年は策定3年後の中間年であったことから、施策の進捗状況について中間評価が行われた。</p> <p>中間評価の結果を踏まえ、認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、次の(1)から(4)までに掲げる柱に沿って認知症施策を進める。</p> <p>また、これらの施策は認知症の人やその家族の意見も踏まえて推進するほか、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）の施行に向けて、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症施策を推進していく。</p> <p>(1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発 認知症サポーターの養成等を通じた認知症に関する理解促進や相談先の周知、認知症の人本人からの発信支援に取り組む。</p> <p>(2) 予防 認知症に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するため、認知症の予防に関する調査研究を推進し、認知症予防に関するエビデンスの収集・普及を進める。 また、認知症に関する正しい知識と理解に基づき、通いの場における活動の推進など、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を推進する。</p> <p>(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 ア 医療・ケア（早期発見・早期対応） 認知機能低下のある人（軽度認知障害を含む。）や認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等の更なる質の向上や連携の強化を推進する。 また、医療従事者の認知症対応力向上のための取組を推進する。 イ 介護サービス 認知症の人に対して、それぞれの状況に応じた適切な介護サービスを提供できるよう、介護サービス基盤整備や介護人材確保、介護従事者の認知症対応力向上のための取組を推進する。 ウ 介護者への支援 認知症の人の介護者の負担軽減や生活と介護の両立が図れるよう、認知症の人及びその介護者が集う認知症カフェ等の取組を推進する。</p> <p>(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援 ア 認知症バリアフリーの推進 生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らし</p>	<p>国記載内容に準拠</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>見直しのポイント 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組 ①地域共生社会の実現_3 ポツ目 「認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要」</p> </div>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直内容・具体的な取組内容
<p>を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進すること。また、認知症の人が安心して外出できる地域の見守り体制や認知症サポーター等を認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（以下「チームオレンジ等」という。）の構築、成年後見制度の利用促進など、地域における支援体制の整備を推進すること。</p> <p>日本認知症官民協議会における取組を踏まえた、官民が連携した認知症施策を推進すること。</p> <p>(二) 若年性認知症の人への支援 若年性認知症支援コーディネーターの充実等により、若年性認知症の人への支援を推進すること。</p> <p>(三) 社会参加支援 地域支援事業の活用等により、認知症の人の社会参加活動を促進すること。</p> <p>5 研究開発・産業促進・国際展開 国が中心となって、地方公共団体と連携しながら、認知症の予防法やリハビリテーション、介護モデル等に関する調査研究の推進に努めること。 また、産業界の認知症に関する取組の機運を高め、官民連携等に努めること。さらに、高齢社会の経験を共有し、国際交流の促進に努めること。</p> <p>八 高齢者虐待防止対策の推進 高齢者虐待については、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号。以下「高齢者虐待防止法」という。）が施行された平成十八年度以降、増加傾向にあり、対策が急務となっている。このため、次に掲げる地方公共団体におけるPDC Aサイクルを活用した高齢者虐待防止の体制整備が重要である。</p> <p>1 高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化</p> <p>(一) 広報・普及啓発 高齢者虐待の対応窓口となる部局（相談通報窓口）の住民への周知徹底、地方公共団体や地域包括支援センター等の関係者への虐待防止に資する研修の実施、虐待防止に関する制度等についての住民への啓発、介護事業者等への高齢者虐待防止法等についての周知、地方公共団体独自の対応マニュアル等の作成等を行うこと。</p> <p>(二) ネットワーク構築 早期発見・見守り、保健医療及び福祉サービスの介入支援、関係機関介入支援等を図るためのネットワークを構築すること。</p> <p>(三) 庁内連携、行政機関連携 成年後見制度の市町村長申立て、警察署長に対する援助要請等並びに措置を採るために必要な居室の確保等に関</p>	<p>ていく「認知症バリアフリー」の取組を推進する。</p> <p>また、認知症の人が安心して外出できる地域の見守り体制や認知症サポーター等を認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みの構築、成年後見制度の利用促進など地域における支援体制の整備を推進するほか、日本認知症官民協議会における取組を踏まえた、官民が連携した認知症施策を推進する。</p> <p>イ 若年性認知症の人への支援 若年性認知症支援コーディネーターの充実等により、若年性認知症の人への支援を推進する。</p> <p>ウ 社会参加支援 地域支援事業の活用等により、認知症の人の社会参加活動を促進する。</p> <p>8 高齢者虐待防止対策の推進 高齢者虐待は、依然として増加傾向にあり、その対策が急務となっているため、次に掲げるPDC Aサイクルを活用した高齢者虐待防止の体制整備に取り組むとともに、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止に取り組む。</p> <p>(1) 高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化</p> <p>ア 広報・普及啓発 高齢者虐待の対応窓口となる部局（相談通報窓口）の住民への周知徹底、自治体や地域包括支援センター等の関係者への虐待防止に資する研修の実施、虐待防止に関する制度等についての住民への啓発、介護事業者等への高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号。以下「高齢者虐待防止法」という。）等についての周知、自治体独自の対応マニュアル等の作成等</p> <p>イ ネットワーク構築 早期発見・見守り、保健医療福祉サービスの介入支援、関係機関介入支援等を図るためのネットワークの構築</p> <p>ウ 庁内連携、行政機関連携 成年後見制度の市町村長申立て、警察署長に対する援助要請等、措置を採るために必要な居室の確保等に関する関係行</p>	<p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p>
<p>1 高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化</p> <p>(一) 広報・普及啓発 高齢者虐待の対応窓口となる部局（相談通報窓口）の住民への周知徹底、地方公共団体や地域包括支援センター等の関係者への虐待防止に資する研修の実施、虐待防止に関する制度等についての住民への啓発、介護事業者等への高齢者虐待防止法等についての周知、地方公共団体独自の対応マニュアル等の作成等を行うこと。</p> <p>(二) ネットワーク構築 早期発見・見守り、保健医療及び福祉サービスの介入支援、関係機関介入支援等を図るためのネットワークを構築すること。</p> <p>(三) 庁内連携、行政機関連携 成年後見制度の市町村長申立て、警察署長に対する援助要請等並びに措置を採るために必要な居室の確保等に関</p>	<p>(1) 高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化</p> <p>ア 広報・普及啓発 高齢者虐待の対応窓口となる部局（相談通報窓口）の住民への周知徹底、自治体や地域包括支援センター等の関係者への虐待防止に資する研修の実施、虐待防止に関する制度等についての住民への啓発、介護事業者等への高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号。以下「高齢者虐待防止法」という。）等についての周知、自治体独自の対応マニュアル等の作成等</p> <p>イ ネットワーク構築 早期発見・見守り、保健医療福祉サービスの介入支援、関係機関介入支援等を図るためのネットワークの構築</p> <p>ウ 庁内連携、行政機関連携 成年後見制度の市町村長申立て、警察署長に対する援助要請等、措置を採るために必要な居室の確保等に関する関係行</p>	<p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直し内容・具体的な取組内容
<p>する関係行政機関等との連携及び調整を図ること。</p> <p>2 養護者による高齢者虐待への対応強化 適切な行政権限行使により、虐待を受けている高齢者の保護及び虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言等を行い、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止へ取り組むことが重要である。また、養護者に該当しない者による虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止にも取り組むことが重要である。</p> <p>3 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応強化 都道府県と市町村が協働して養介護施設従事者等による虐待の防止に取り組むことが重要である。養介護施設従事者等による高齢者虐待の主な発生要因は、「教育知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」などとなっており、養介護施設等に対して、老人福祉法や法による権限を適切に行使し、養介護施設従事者等への教育研修や管理者等への適切な事業運営の確保を求めることが重要である。また、令和三年度介護報酬改定によって、法に規定する介護サービス事業者においては、①虐待防止委員会の開催、②指針の整備、③研修の定期的な実施、④担当者の配置が令和六年四月一日から義務化されることとされており、これらの事業者だけでなく、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等も含め、虐待防止対策を推進していくことが必要である。</p> <p>九 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進については、国における事故情報収集・分析・活用の仕組みの構築を見据えて、各自治体において、報告された事故情報を適切に分析し、介護現場に対する指導や支援等を行うことが重要である。</p> <p>十 介護サービス情報の公表 介護保険制度は、利用者の選択を基本としており、利用者の選択を通じてサービスの質の向上が進むことが期待されているため、介護サービス情報の公表制度は、利用者の選択を通じて介護保険のシステムが健全に機能するための基盤となるものである。 都道府県においては、厚生労働省が運用している介護サービス情報公表システム（以下「情報公表システム」という。）を通じて、各介護事業所・施設の介護サービス情報を公表しているが、介護サービス情報の公表制度が適切に実施されるよう、必要な人材の養成等の体制整備を図ることが重要である。 また、市町村においては、情報公表システムが、介護が必要になった場合に適切なタイミングで利用者やその家族等に認知されるよう、要介護認定及び要支援認定の結果通知書に情報公表システムのURLを記載する等周知し</p>	<p>政機関等との連携、調整</p> <p>エ 相談・支援 虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言等</p> <p>(2) 養護者による高齢者虐待への対応強化 適切な行政権限行使により、虐待を受けている高齢者の保護及び虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言等を行い、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止へ取り組むほか、養護者に該当しない者による虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止にも取り組む。</p> <p>(3) 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応強化 道と市町村が協働して養介護施設従事者等による虐待の防止に取り組む。 養介護施設従事者等による高齢者虐待の主な発生要因は、「教育知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」などとなっており、養介護施設等に対して、老人福祉法や法による権限を適切に行使し、養介護施設従事者等への教育研修や管理者等への適切な事業運営の確保を求める。 また、令和三年度介護報酬改定によって、法に規定する介護サービス事業者においては、①虐待防止委員会の開催、②指針の整備、③研修の定期的な実施、④担当者の配置が令和6年4月1日から義務化されることから、これらの事業者だけでなく、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等も含め、虐待防止対策を推進していく。</p> <p>9 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進については、国における事故情報収集・分析・活用の仕組みの構築を見据えて、報告された事故情報を適切に分析し、介護現場に対する指導や支援等を行う。</p> <p>10 介護サービス情報の公表 介護サービス情報の公表制度は、利用者の選択を通じて介護保険のシステムが健全に機能するための基盤となる。 このため、道は、介護サービス情報の公表制度が適切に実施されるよう、必要な人材の養成等体制整備を図る。 市町村においては、情報公表システムを適切なタイミングで利用者やその家族等に周知するとともに、生活支援・介護予防サービスの情報について主体的に情報収集した上で、情報公表に努める。</p>	<p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>新項目 国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直し内容・具体的な取組内容
<p>ていくとともに、地域包括ケアシステム構築の観点から、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していくために有益な情報と考えられる地域包括支援センター及び配食や見守り等の生活支援・介護予防サービスの情報について主体的に情報収集した上で、情報公表システムを活用する等、情報公表に努めることが重要である。あわせて、指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者が、必要な報告の拒否等を行い、都道府県知事からその報告等を命ぜられたにもかかわらず、その命令に従わない場合、都道府県からの通知に基づいて、当該事業者の指定の取消し又は効力の停止等適切な対応を行うことが重要である。</p> <p>また、利用者のサービスの選択の指標として、同時に、介護人材の確保に向けた取組の一環として、介護サービス情報の公表制度を活用し、離職率、勤務時間、シフト体制等といった介護従事者に関する情報の公表の推進に努めることが重要である。</p> <p>加えて、利用者の選択に資するという観点から、介護サービス事業者の財務状況を公表することが重要である。</p> <p>十一 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等</p> <p>介護サービス事業者の経営情報については、効率のかつ持続可能な介護サービス提供体制の構築に向けた政策の検討、物価上昇や新興感染症の影響等を踏まえた介護事業者への支援策の検討、分析結果をわかりやすく丁寧に情報提供することによる介護の置かれている現状・実態に対する国民の理解の促進等のために、定期的に収集及び把握することが重要であり、令和五年の法改正では、介護サービス事業者経営情報に関するデータベースを厚生労働大臣が整備することとされた。</p> <p>都道府県においては、事業者から経営情報が適切に報告されるよう必要な対応を行うとともに、厚生労働省が運用する介護サービス事業者経営情報に関するデータベースを活用し、事業所又は施設ごとの収益及び費用等の情報を把握しつつ、地域において必要とされる介護サービスの確保に向けた取組を行うよう努めることが重要である。</p> <p>また、市町村においては、指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者が、必要な報告の拒否等を行い、都道府県知事からその報告等を命ぜられたにもかかわらず、その命令に従わない場合、都道府県からの通知に基づいて、当該事業者の指定の取消し又は効力の停止等適切な対応を行うことが重要である。</p> <p>十二 効果的・効率的な介護給付の推進</p> <p>二千四十年等の中長期も見据えつつ、引き続き、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となること予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止を図ることが重要であり、質が高く必要なサービスを提供していくと同時に、財源と人材をより重点的・効率的に活用する仕組みを構築</p>	<p>併せて、指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者が、必要な報告の拒否等を行い、北海道知事からの命令に従わない場合、当該事業者の指定の取消し又は効力の停止等適切な対応を行う。</p> <p>また、利用者のサービスの選択の指標として、同時に、介護人材の確保に向けた取組の一環として、介護サービス情報の公表制度を活用し、離職率、勤務時間、シフト体制等といった介護従事者に関する情報の公表の推進に努めることが重要であり、さらに、利用者の選択に資するという観点から、<u>介護サービス事業者の財務状況を公表することが重要である。</u></p> <p>11 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等</p> <p>介護サービス事業者の経営情報について、事業者から経営情報が適切に報告されるよう必要な対応を行うとともに、厚生労働省が運用する介護サービス事業者経営情報に関するデータベースを活用し、事業所又は施設ごとの収益及び費用等の情報を把握しつつ、地域において必要とされる介護サービスの確保に向けた取組を行うよう努める。</p> <p>また、市町村においては、指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者が、必要な報告の拒否等を行い、知事からその報告等を命ぜられたにもかかわらず、その命令に従わない場合、道からの通知に基づいて、当該事業者の指定の取消し又は効力の停止等適切な対応を行うことが重要である。</p> <p>12 効果的・効率的な介護給付の推進</p>	<p>国記載内容に準拠</p> <div data-bbox="1531 667 2415 764" style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> <p>見直しのポイント 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上 3 ポツ目 「介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進」</p> </div> <p>新項目 国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直し内容・具体的な取組内容
<p>することにより、介護保険制度の持続可能性を確保していくことが重要である。</p> <p>効果的・効率的な介護給付を推進するためには、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことが重要であり、これにより適切なサービス提供の確保とその結果としての費用の効率化を通じた介護給付の適正化を図ることが、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものであり、保険者である市町村及び都道府県におけるたゆまぬ努力が重要である。</p> <p>都道府県は、市町村における介護給付の地域差について分析するとともに、市町村等の関係者から幅広く意見及び事情を聴取し、介護給付の適正化を推進するための方策を定めることが重要である。また、必要に応じて市町村との協議を行い、介護給付の不合理な地域差の改善や介護給付適正化事業の一層の推進に向けて市町村の支援に取り組むことが重要である。</p> <p>また、市町村は、地域の実情やこれまでの介護給付の適正化の取組を踏まえ、実施する具体的な取組内容及び実施方法とその目標等を定めるとともに、都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）の適正化システム等を活用しながら、都道府県と協力して一層の推進に取り組むことが重要である。</p> <p>なお、このような観点も踏まえ、第九期からの調整交付金の算定に当たっては、第八期に引き続き、介護給付の適正化事業の取組状況を勘案することとしたところである。</p> <p>十三 都道府県による市町村支援並びに都道府県、市町村間及び市町村相互間の連携</p> <p>都道府県は、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する市町村の方針を尊重しながら、市町村への在宅医療・介護連携の推進や認知症施策、地域ケア会議の実施等地域包括ケアシステムの構築へ向けた取組の支援、広域的観点からの介護給付等対象サービス及び地域支援事業の需要の把握、地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設への入所を必要とする高齢者の状況の把握、療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する医療機関に入院している高齢者の実態及び療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換の予定等に関する調査の実施、介護人材の確保や生産性向上の取組に関する市町村との連携や支援、複数の市町村による広域的取組に対する協力等により、市町村における介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施等を支援することが重要である。</p> <p>加えて、介護保険制度への信頼を維持していく観点からも、介護給付等対象サービス（介護給付又は予防給付に係る居宅サービス等のうち、指定地域密着型サービス及び指</p>	<p>道は、市町村における介護給付の地域差について分析するとともに、市町村等の関係者から幅広く意見及び事情を聴取し、介護給付の適正化を推進するための方策を定めるとともに、必要に応じて市町村との協議を行い、技術的事項について必要な助言をすることにより、介護給付の不合理な地域差の改善や介護給付適正化事業の一層の推進に取り組む。</p> <p>また、市町村は、地域の実情やこれまでの取組を踏まえ、今後の介護給付の適正化に向けた具体的な取組内容及び実施方法とその目標等を定めるとともに、国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）の適正化システム等を活用しながら、道と協力して給付適正化の一層の推進に取り組む。</p> <p>13 道による市町村支援等並びに道、市町村間及び市町村相互間の連携</p> <p>道は、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する市町村の方針を尊重しながら、複数の市町村による広域的取組に対する協力等により、市町村における介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施等を支援するなど市町村を支援する。</p> <p>さらに、介護保険制度への信頼を維持していく観点から、事業者の指導監督等については、道と保険者である市町村が十分に連携して対応していく。</p>	<p>国記載内容に準拠</p> <div data-bbox="1525 625 2410 730" style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> <p>見直しのポイント 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組 ③保険者機能の強化_1 ポツ目 「給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化」</p> </div> <p>国記載内容に準拠</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直内容・具体的な取組内容
<p>定地域密着型介護予防サービスを除いたものをいう。）を提供する事業者について、良質な事業者が利用者から選択されるようにするとともに、悪質な事業者には厳格に対応していくことが必要であることから、事業者に対する指導監督等については、都道府県と保険者である市町村が十分に連携して対応していくことが重要である。</p> <p>市町村相互間の連携に関しては、地域の資源を有効に活用するためにも、地域の実情に応じて、近隣の市町村と連携して在宅医療・介護連携や介護予防の推進、認知症施策や生活支援・介護予防サービスの充実等地域包括ケアシステムの構築に取り組むとともに、要介護者等の実態に関する調査の共同実施、市町村介護保険事業計画の共同作成、介護給付等対象サービスの共同利用等の広域的取組を推進することが重要である。その際、複数の市町村による広域的取組が各市町村の責任を不明確にしないよう留意することが重要である。</p> <p>業務の効率化の取組においても、都道府県による市町村支援並びに都道府県、市町村及び市町村相互間の連携が重要であり、好事例の展開や地域での共同した取組等により、介護現場におけるICTの活用等や介護分野の文書に係る負担軽減の取組等を進め、介護事業者及び自治体の業務効率化に取り組むことが重要である。</p> <p>十四 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進</p> <p>地域包括ケアシステムを深化・推進するためには、PDCAサイクルを活用して市町村の保険者機能及び都道府県の保険者支援の機能を強化していくことが重要である。このため、平成二十九年の法改正により、市町村及び都道府県が、地域課題を分析し、地域の実情に則して、高齢者の自立支援や重度化防止の取組に関する目標を計画に記載するとともに、目標に対する実績評価を行うこと及び評価結果を公表するよう努めることが定められた。あわせて、当該実績評価については、市町村は都道府県に結果を報告するとともに、都道府県は管内市町村に係る評価結果と併せて厚生労働大臣に結果を報告することとされた。</p> <p>厚生労働省（地方厚生（支）局を含む。）においては、こうした仕組みも活用し、報告された市町村及び都道府県における実績評価や、保険者機能強化推進交付金及び介護保険者保険者努力支援交付金（以下「保険者機能強化推進交付金等」という。）の評価結果等も含む地方公共団体の取組状況の分析や好事例の横展開、地域包括ケアシステムの構築状況を点検するために有効なツール（以下「点検ツール」という。）の提供やデータを有効活用するための環境整備を行うなど、PDCAサイクルを通じて、より効果的な市町村及び都道府県に対する支援策等を検討し、所要の措置を講ずることとする。都道府県においては、市町村における高齢者の自立支援や重度化防止の取組の地域差について、要因分析を行い、支援を確実に行うことが必要であり、市町村が目指すべきこと、取り組むべきことを示すととも</p>	<p>市町村相互間の連携に関しては、地域の資源を有効に活用するためにも、地域の実情に応じて、近隣の市町村と連携して在宅医療・介護連携や介護予防の推進、認知症施策や生活支援・介護予防サービスの充実等地域包括ケアシステムの構築に取り組むとともに、要介護者等の実態に関する調査の共同実施、市町村介護保険事業計画の共同作成、介護給付等対象サービスの共同利用等の広域的取組を推進する。その際、複数の市町村による広域的取組が各市町村の責任を不明確にしないよう留意する。</p> <p>業務の効率化の取組においても道による市町村支援並びに道、市町村及び市町村相互間の連携が重要であり、好事例の展開や地域で共同した取組等により、介護現場におけるICTの活用等や介護分野の文書に係る負担軽減の取組等を進め、介護事業者及び自治体の業務効率化に取り組む。</p> <p>14 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進</p> <p>市町村及び道は、地域課題を分析し、地域の実情に則して、高齢者の自立支援や重度化防止の取組に関する目標を計画に定めるとともに、目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行う。</p> <p>併せて、市町村は、実績評価を、道に報告するとともに、道では、管内市町村に係る評価結果と併せて厚生労働大臣に結果を報告する。</p> <p>また、道は市町村における高齢者の自立支援や重度化防止の取組の地域差について、要因分析を行い、市町村が目指すべきこと、取り組むべきことを示すとともに、小規模自治体をはじめ、市町村へのきめ細かい支援を行う。</p>	<p>国記載内容に準拠</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直し内容・具体的な取組内容
<p>に、小規模自治体をはじめ、市町村へのきめ細かい支援を行うことが重要である。</p> <p>また、市町村による地域の実情に応じた介護保険事業計画の策定等に活用できるよう、厚生労働省は介護情報基盤の整備を進めることとする。</p> <p>十五 保険者機能強化推進交付金等の活用</p> <p>保険者機能強化推進交付金は、保険者機能の強化を図る観点から、国が定める評価指標に基づき、市町村及び都道府県が行う様々な取組の評価を行い、その結果に応じて交付金を交付する仕組みである。</p> <p>保険者機能強化推進交付金等の創設以降、毎年度、市町村等が自らの取組の進捗を確認・検証するPDCAサイクルが定着してきている。今後の高齢化の一層の進展を見据え、その実効性をより高めていくためには、市町村等における高齢者の自立支援、重度化防止等に係る取組の有無やその過程を評価するだけでなく、これらの取組の実施状況や成果などのアウトプット等も含めた評価を行いつつ、取組の進捗状況や、要介護認定率等のアウトカムとの関連性を明らかにしていくことが重要である。</p> <p>こうした評価手法の改善や、その結果の一層の見える化等を通じ、市町村等において、取組に係る実態や課題把握、関係者への共有、検証、改善といったプロセスを確立し、保険者機能の更なる強化につなげていくことが期待される。</p> <p>また、市町村等においては、保険者機能強化推進交付金等について、自らの取組に係る評価結果を踏まえつつ、課題の解決に向けた取組内容の改善や、取組内容の更なる充実等に活用していくことが重要である。</p> <p>十六 災害・感染症対策に係る体制整備</p> <p>近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、都道府県及び市町村においては、次の取組を行うことが重要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護事業所等と連携し、防災や感染症対策についての周知啓発、研修及び訓練を実施すること。 2 関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制をあらかじめ整備すること。 3 都道府県、市町村、関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制を構築すること。 <p>なお、平時からICTを活用した会議の実施等による業務のオンライン化を推進することは、災害・感染症対策としても重要である。</p> <p>加えて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号。以下「感染症法」という。）等を踏まえ、高齢者施設等が感染症への適切な対応を行うことができるよう、介護保険担当部局も必要に応じて平時から関係部局・関係機関と連携することが重要である。</p>	<p>15 保険者機能強化推進交付金等の活用</p> <p>高齢化の一層の進展を見据え、市町村及び道が行う様々な取組の実効性をより高めていくためには、市町村等における高齢者の自立支援、重度化防止等に係る取組の有無やその過程を評価するだけでなく、これらの取組の実施状況や成果などのアウトプット等も含めた評価を行いつつ、取組の進捗状況や、要介護認定率等のアウトカムとの関連性を明らかにしていくことが重要である。</p> <p>こうした評価手法の改善や、その結果の一層の見える化等を通じ、市町村において、取組に係る実態や課題把握、関係者への共有、検証、改善といったプロセスを確立し、保険者機能の更なる強化につなげていくほか、保険者機能強化推進交付金等について、自らの取組に係る評価結果を踏まえつつ、課題の解決に向けた取組内容の改善や、取組内容の更なる充実等に活用していくよう支援を行う。</p> <p>16 災害・感染症対策に係る体制整備</p> <p>近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、道及び市町村は、次の事項に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護事業所等と連携し防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練を実施する。 (2) 関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制をあらかじめ整備する。 (3) 道、市町村、関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制を構築する。 <p>なお、災害・感染症対策として、平時からICTを活用した会議の実施等による業務のオンライン化を推進する。</p> <p>また、高齢者施設等が感染症への適切な対応を行うことができるよう、介護保険担当部局も必要に応じて平時から関係部局・関係機関と連携する。</p>	<p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直内容・具体的な取組内容	
<p>4 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することは重要であり、指定基準により、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられているところ、管内の介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行うことが必要である。</p>	<p>(4) 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、指定基準により、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられていることから、道内の介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行う。</p>	<p>国記載内容に準拠</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>記載内容 上欄は「既存（実施中）・検討中・計画期間中に検討（実施）・その他」から選択 下欄は上欄で選択した具体的な内容を記載</p> </div>	
<p>第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項</p>		<p>参考（第8期の記載内容）</p>	
<p>一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項</p> <p>1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等</p> <p>介護保険制度の基本的理念や介護報酬の内容及び広域的な調整を行う役割を踏まえるとともに、都道府県における地域条件や管内市町村が目指す地域包括ケアシステム構築のための地域づくりの方向性を勘案して、第一の趣旨に沿った基本理念を定め、達成しようとする目的及び市町村への支援内容やそのための支援体制が明確にされた都道府県介護保険事業支援計画を作成することが重要である。</p> <p>このため、都道府県は、それぞれの地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進していくとともに、効率的な介護給付等対象サービスの提供により介護保険制度の持続可能性を確保していくため、各都道府県が都道府県介護保険事業支援計画の策定に当たって、要介護認定や一人当たりの介護給付等状況、施設サービスと居宅サービスの割合その他の市町村の介護保険事業の実態を他の都道府県と比較しつつ分析を行い、都道府県の実態把握や課題分析を踏まえ、取り組むべき地域課題の解決に向けた目標及び施策を都道府県介護保険事業支援計画に示すとともに、都道府県関係部局、市町村、地域の関係者と共有していくことが重要である。</p> <p>また、この目標及び施策を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、定期的に施策の実施状況や目標の達成状況に関する調査、分析及び評価を行い、その結果について公表し、地域住民等を含めた関係者へ周知していくことが重要である。</p> <p>2 要介護者等の実態の把握等</p> <p>都道府県介護保険事業支援計画作成時における人口構造、被保険者数、要介護者等の数、介護給付等対象サービスに従事する者の数、介護給付等対象サービスの利用の状況等を都道府県全域及び老人福祉圏域ごとで定めることが重要である。</p> <p>この場合においては、都道府県介護保険事業支援計画作成時における介護給付等対象サービスに係る課題の分析及び評価の結果を示すことが重要である。</p> <p>また、第八期都道府県介護保険事業支援計画及び都道府</p>	<p>1 道計画の作成に関する基本的事項</p> <p>(1) 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等</p> <p>道は、介護保険制度の基本的理念や介護報酬の内容及び広域的な調整を行う役割を踏まえるとともに、本道の地域条件や市町村が目指す地域包括ケアシステム構築のための地域づくりの方向性を勘案し、基本理念を定め、達成しようとする目的及び市町村への支援内容、必要な体制を明確にする。</p> <p>このため、要介護認定や一人当たりの介護給付等状況、施設サービスと居宅サービスの割合その他の市町村の介護保険事業の実態を他の都道府県と比較・分析し、実態把握や課題分析を踏まえ、取り組むべき地域課題の解決に向けた施策及び目標を示すとともに、関係部局、市町村、地域の関係者と共有していく。</p> <p>また、この施策及び目標を実効性のあるものとするため、施策の実施状況や目標の達成状況に関する調査、分析及び評価を行い、その結果について公表し、地域住民等を含めた関係者へ周知していく。</p> <p>(2) 要介護者等の実態把握</p> <p>第8期計画の推進に係る課題を分析・評価するとともに、市町</p>	<p>国記載内容に準拠</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>(検討中) 具体的な実施（検討）内容：第9期計画に掲載予定</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>(検討中) 具体的な実施（検討）内容：第9期計画に掲載予定</p> </div> <p>国記載内容に準拠</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>(検討中) 具体的な実施（検討）内容：第9期計画に掲載予定</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>(検討中) 具体的な実施（検討）内容：第9期計画に掲載予定</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>(既存（実施中）) 具体的な実施（検討）内容：毎年度介護サービス給付費の実績を取りまとめて分析し、市町村にフィードバックしている。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>(計画期間中に検討（実施）) 具体的な実施（検討）内容：上記結果を公表している市町村もあるが、道では公表していない。9期計画開始後、公表方法などを検討</p> </div> <p>国記載内容に準拠</p>	<p>第8期のテーマは「みんなが支える明るく活力に満ちた高齢社会づくり」</p> <p>「質の高いサービス提供体制の確保」、「地域特性に応じた地域包括ケアシステムの推進」、「高齢者の生活基盤の充実と活躍支援」、「介護保険制度の安定的な運営」の4項目</p> <p>第8期には「計画推進のための具体的取組」として記載</p> <p>第8期には「計画推進のための具体的取組」として記載</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直し内容・具体的な取組内容	
<p>県老人福祉計画（老人福祉法第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画をいう。以下同じ。）の作成又は推進に係る課題を分析し、かつ、評価して、この結果を第9期介護保険事業支援計画の作成に活用することが重要である。</p> <p>さらに、市町村介護保険事業計画を基礎として、計画期間中及び将来的な人口構造、被保険者数、要介護者等の数等を都道府県全域及び老人福祉圏域ごとで定めることが重要である。</p> <p>その際、二千四十年までの保険者ごとの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もある一方、都市部を中心に二千四十年まで増え続ける保険者も多いことから、こうした状況を見据え、各地域における中長期的な人口構造の変化等を踏まえた中長期的な介護ニーズの見通し等について、介護サービス事業者を含め、介護サービス基盤整備の在り方を議論することが重要であり、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用していくため、既存施設や事業所の今後の在り方を含めて検討することが重要である。</p> <p>また、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加しており、医療部局や市町村とも連携し、地域における医療ニーズの変化について把握・分析することが重要である。</p> <p>さらに、都道府県介護保険事業支援計画の策定に当たっては、住民の加齢に伴う身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえた医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性に留意することが重要であり、市町村が行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組の支援など、医療及び介護を効果的かつ効率的に提供するための取組等を計画に定めるよう努めることが重要である。</p> <p>加えて、都道府県は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護老人福祉施設への入所を必要とする高齢者の状況、療養病床に入院している高齢者の実態及び療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換の予定等に関する調査を行い、その調査の結果を市町村に提供するとともに、市町村において市町村介護保険事業計画の作成に必要となるようなデータを整備し、積極的に提供するなど適切な支援を行うことが重要である。</p> <p>なお、市町村が各種調査等や病院、診療所、介護老人保健施設等の利用者に関する調査（病院及び診療所における長期入院患者の実態の把握を含む。）を行う場合においては、その調査の実施が円滑に行われるよう、関係者相互間の連絡調整を行うとともに、市町村から提供された調査の結果を集計・分析することなどを含め、積極的に協力することが重要である。</p> <p>これら、調査のデータを含め、市町村において様々なデータの利活用が推進されるよう、都道府県が支援を行うことも重要である。</p> <p>3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の</p>	<p>村計画を基礎として、計画期間中及び将来的な人口構造、被保険者数、要介護者等の数等を、全道域及び高齢者保健福祉圏域ごとに定める。</p> <p>その際、2040年までの保険者ごとの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もある一方、都市部を中心に2040年まで増え続ける保険者も多いことから、こうした状況を見据え、各地域における中長期的な人口構造の変化等を踏まえた中長期的な介護ニーズの見通し等について、介護サービス事業者を含め、介護サービス基盤整備の在り方を議論することが重要であり、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用していくため、既存施設や事業所の今後の在り方を含めて検討する。</p> <p>また、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加しており、医療部局や市町村とも連携し、地域における医療ニーズの変化について把握・分析する。</p> <p>さらに、北海道介護保険事業支援計画の策定に当たっては、住民の加齢に伴う身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえた医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性に留意することが重要であり、市町村が行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組の支援など、医療及び介護を効果的かつ効率的に提供するための取組等を計画に定めるよう努める。</p> <p>また、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護老人福祉施設への入所を必要とする高齢者の状況、療養病床に入院している高齢者の実態及び療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換の予定等に関する調査を行い、その結果を市町村に提供するなど適切な支援を行う。</p> <p>なお、市町村において様々なデータの利活用が推進されるよう、道が支援を行う。</p> <p>(3) 北海道介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備</p>	<p>国記載内容に準拠</p> <p>見直しのポイント 1. 介護サービス基盤の計画的な整備 ①地域の実情に応じたサービス基盤の整備__1、3ポツ目 「中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要」 「中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要」</p> <p>(その他（本道の実情）) 具体的な実施（検討）内容：3年に一度国が実施している「患者調査」結果より、糖尿病、脂質異常症、高血圧症の65歳以上患者数を前回（H29）と直近（R2）と比較した結果、525→810千人に増加</p> <p>見直しのポイント 1. 介護サービス基盤の計画的な整備 ①地域の実情に応じたサービス基盤の整備__2ポツ目 「医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要」</p> <p>(既存（実施中）) 具体的な実施（検討）内容：国が実施している「医療療養病床を有する医療機関からの転換意向調査」を実施し、調査結果を市町村にフィードバックしている。</p> <p>(検討中) 具体的な実施（検討）内容：第9期計画に掲載予定</p> <p>(既存（実施中）) 具体的な実施（検討）内容：国が実施している「療養病床転換意向調査」の結果を、振興局を経由して市町村にフィードバックしている。（地医）</p>	<p>第8期には「計画推進のための具体的取組」として記載</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直し内容・具体的な取組内容	
<p>整備</p> <p>都道府県介護保険事業支援計画を作成するに当たっては、次に掲げる体制整備を図るとともに、現に保健医療サービス又は福祉サービスを利用している要介護者及びその家族等をはじめ被保険者の意見を反映することが必要である。</p> <p>また、市町村及び関係部局相互間と連携して作成に取り組むための体制の整備に関する状況、都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催の経緯、市町村との連携の状況等を都道府県介護保険事業支援計画に示すことが重要である。</p> <p>(一) 都道府県関係部局相互間の連携</p> <p>介護保険担当部局は、企画・総務部局、障害福祉部局等の民生担当部局、保健医療担当部局、住宅担当部局、労働担当部局、地域振興担当部局、農林水産担当部局、教育担当部局、防災担当部局、交通担当部局等の関係部局と連携することができる体制を整備するとともに、計画の検討、立案及び推進に当たっては相互に連絡を取り問題意識を共有し、協力して必要な施策に取り組むよう努めることが重要である。</p> <p>(二) 都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催</p> <p>介護保険事業の運営及び地域包括ケアシステム構築のための支援については、幅広い関係者の協力を得て、地域の課題や目指すべき方向性を共有し、地域の実情に応じたものとするのが重要である。</p> <p>このため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、介護給付等対象サービス利用者及びその家族、費用負担関係者等の中から都道府県の判断により参加者を選定し、都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等を開催することが重要である。この場合においては、事務を効率的に処理するため、既存の審議会等を活用しても差し支えない。</p> <p>なお、都道府県介護保険事業支援計画を作成する過程では、その他の専門家及び関係者の意見の反映並びに情報の公開にも配慮することが重要である。</p> <p>4 市町村への支援</p> <p>市町村は、住民に最も身近な基礎的な地方公共団体として、介護保険事業の実施に関して一義的な責任を負っており、これに伴って、都道府県は、市町村の方針を尊重しつつ、市町村の行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう、市町村に対する支援を行うことが求められている。</p> <p>このため、都道府県は、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備等に関する広域的調整を図る役割を有していることから、都道府県介護保険事業支援計画を作成する過程では、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスの提供体制の整備を進める観点から、都道府県としての基本的な考え方を示すとともに、老人福祉圏域を単位として広域的な調整を進めるため、市町村に対し、医療ニーズの状況を含め市町村介護保険事業計画の作成に必要</p>	<p>ア 関係部局相互間の連携</p> <p>保健福祉部は、住宅、労働、地域振興、農林水産、教育、防災、交通などの関係部局との連携体制を整備し、計画の検討、立案及び推進にあたって、問題意識を共有し、協力して必要な施策に取り組む。</p> <p>イ 北海道高齢者保健福祉施策検討協議会等の開催</p> <p>道は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、介護給付等対象サービス利用者及びその家族、費用負担関係者等で構成する北海道高齢者保健福祉施策検討協議会等を開催する。</p> <p>(4) 市町村への支援</p> <p>道は、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備等に関する広域的調整を図る役割を有していることから、道計画に、介護給付等対象サービスの提供体制の整備に関する基本的な考え方を示すとともに、医療ニーズの状況を含め市町村計画の作成に必要な情報提供や助言を行い、市町村と意見交換するための協議の場を設け、より緊密な連携を図るとともに、市町村の行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう支援を行う。また、市町村の地域包括支援センターの職員確保が困難な場合の広域調整や、</p>	<p>(既存(実施中)) 具体的な実施(検討)内容: 高齢化対策推進委員会で関係部局と連携</p> <p>(既存(実施中)) 具体的な実施(検討)内容: 国の指針では「都道府県介護保険事業支援計画作成委員会」となっているが、道では「高齢者保健福祉施策検討協議会」において協議</p> <p>(既存(実施中)) 具体的な実施(検討)内容: 国が実施している「医療療養病床を有する医療機関からの転換意向調査」を実施し、調査結果を市町村にフィードバックしている。</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>(既存(実施中)) 具体的な実施(検討)内容: 医療と介護の関係者が参加する「協議の場」のほか、「高齢者保健福祉圏域連絡協議会」などで高齢者保健福祉圏域内の介護の現状などについて市町村等と意見交換を行っている。</p>	

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直し内容・具体的な取組内容	
<p>な情報提供や助言をするとともに、市町村と意見を交換するための協議の場を設ける等、より緊密な連携を図っていくことが重要である。</p> <p>また、都道府県は、地域の実情に応じた市町村介護保険事業計画の作成に関する指針を定めるとともに、保健所、福祉事務所等を活用して、老人福祉圏域ごとに市町村相互間の連絡調整を行う機関を設置する等の老人福祉圏域や二次医療圏を単位とする広域的調整を図るために必要な市町村に対する支援を行うことが重要である。</p> <p>さらに、都道府県は、市町村による介護保険等対象サービスや地域支援事業の需要の把握等を進めるための具体的な分析や評価等が個人情報取扱に配慮しつつ円滑に行われるよう、支援を行うことが望ましい。</p> <p>なお、小規模な市町村等については、地域における介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関する広域的取組が求められることに鑑み、都道府県は、老人福祉圏域等を勘案して、複数の市町村による広域的取組に協力することが望ましい。</p> <p>市町村における地域包括支援センターの適切な運営の支援については、地域包括支援センターの職員の確保が市町村の対応だけでは困難な場合における、職能団体等と連携した広域調整の実施や、市町村職員や地域包括支援センター職員等に対するケアマネジメント支援等に関する研修の実施、様々な取組事例の発信等の取組について定めることが重要である。</p> <p>加えて、保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用して、市町村の実情及び地域課題を分析し、高齢者の自立支援及び重度化防止等に向けた取組を支援することが重要である。</p> <p>さらに、都道府県は市町村に対し、会議、研修又は事務連絡等を通じて必要な助言等の支援を行い、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進め、介護事業者及び自治体の業務効率化に取り組むことが重要である。</p> <p>また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、これらの設置状況等の情報を、住宅政策を所管する部局と連携しながら積極的に市町村に情報提供することが重要である。</p> <p>さらに、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図るため、これらの住まいで提供される介護サービスやケアプランの質の向上を図ることが重要であることから、市町村に対し支援を行うことが重要である。また、市町村から提供される情報等に基づき、未届けの有料老人ホームの届出促進及び指導監督の徹底を図るとともに、市町村と連携して介護サービス相談員の積極的な活用を促進することが重要である。</p> <p>5 中長期的な推計及び第九期の目標 高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力</p>	<p>市町村職員や地域包括支援センター職員等に対するケアマネジメント支援等に関する研修等を通じて、地域包括支援センターの適切な運営を支援する。</p> <p>加えて、保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用して、市町村の実情及び地域課題を分析し、高齢者の自立支援及び重度化防止等に向けた取組を支援する。</p> <p>さらに市町村に対し会議、研修又は通知等を通じて必要な助言等の支援を行い、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進め、介護事業者及び自治体の業務効率化に取り組む。</p> <p>また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況等の情報を、住宅政策を所管する部局と連携しながら、市町村に情報提供するとともに、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図ることが重要であることから、市町村から提供される情報等に基づき、未届けの有料老人ホームの届出促進及び指導監督の徹底を図る。</p> <p>なお、道は、高齢者保健福祉圏域ごとに市町村相互間の連絡調整を行う高齢者保健福祉圏域連絡協議会を設置する。</p> <p>(5) 中長期的な推計及び第九期の目標 高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ</p>	<p>見直し内容・具体的な取組内容</p> <p>(既存(実施中)) 具体的な実施(検討)内容:国が定める指定申請や報酬請求等に係る標準様式等について、国からの通知等を周知。</p> <p>(既存(実施中)) 具体的な実施(検討)内容:道が毎年実施している「老人福祉施設入所状況調査」により、各有料・サ高住が受け入れている高齢者の要介護度や定員数、入所者数などの結果を市町村にフィードバックしている。</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>(既存(実施中)) 具体的な実施(検討)内容:各(総合)振興局で設置し、市町村と意見交換などを行っている。</p> <p>国記載内容に準拠</p>	

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直し内容・具体的な取組内容	
<p>に依りて自立した日常生活を営むことができるよう、広域的な観点から地域における地域包括ケアシステムの構築を進めるため、管内市町村に対する様々な支援を行うことが重要である。また、市町村が行う推計を踏まえながら、各地域の中長期的な介護ニーズ等の状況に応じた介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備するとともに、介護人材の需給の状況等を踏まえて地域包括ケアシステムを支える人材の確保、介護現場における生産性向上の取組等を進めるための中長期的視点に立って、第九期の目指す具体的な取組内容やその目標を都道府県介護保険事業支援計画に定めるとともに、都道府県の関係部局と連携して市町村を支援していくための体制を整備し、目標達成に向けた取組を推進していくことが重要である。</p> <p>その際には、第一の三を踏まえ、地域医療構想を含む医療計画との整合性を図る観点からも連携を図ることが重要である。</p> <p>また、介護保険施設については、在宅での生活が困難な中重度の要介護者に重点を置き、施設に入所した場合は施設での生活を居宅での生活に近いものとしていくとともに、これらと併せて、高齢者の多様なニーズに対応するため、サービス付き高齢者向け住宅や介護を受けながら住み続けることができるような介護付きの住まいの普及を図ることが重要である。</p> <p>このような観点を踏まえ、次のそれぞれについて地域の実情に応じて定めることが重要である。</p> <p>（一） 中長期的な介護人材等の推計及び確保</p> <p>都道府県は、市町村が推計した中長期的なサービスの種類ごとの量の見込み等を勘案し、都道府県全域及び老人福祉圏域ごとに必要となる介護給付等対象サービスの状況を明らかにすることが重要である。その上で、二千四十年度に都道府県において必要となる介護人材の需給の状況等を推計し、地域医療介護総合確保基金等を活用しつつ、事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実・改善していくPDCAサイクルの確立により、中長期的な視野をもって介護人材等の確保に向けた取組を定めることが重要である。</p> <p>（二） 第九期の目標</p> <p>都道府県は、（一）の推計を踏まえて地域包括ケアシステム深化・推進に向けた段階的な取組方針及びその中での第九期の位置付けを明らかにするとともに、第九期の目標及び目標を達成するための具体的な施策を、地域の实情に応じて優先順位を検討した上で、定めることが重要である。</p> <p>その際には、都道府県における地域的条件や管内市町村が目指す地域包括ケアシステム構築のための地域づくりの方向性を勘案することが重要である。</p> <p>なお、介護予防に関する取組の目標など、第九期期間中に取組の効果を測定することが困難なものについては、中期的な目標として設定することも考えられる。また、介護保険施設等の整備については、事業者の選定から施設等の開設まで期間を要することや、需要の変動に柔軟に対応す</p>	<p>自立した日常生活を営むことができるよう、地域における地域包括ケアシステムを構築するため、市町村に対する様々な支援を行うとともに、市町村が行う推計を踏まえながら、第九期計画の具体的な取組内容やその目標を設定する。</p> <p>なお、目標の設定にあたっては、地域医療構想を含む医療計画との整合性を確保する。</p> <p>ア 中長期的な介護人材等の推計及び確保</p> <p>道は、市町村が推計した中長期的なサービス量の見込みを勘案し、全道域及び高齢者保健福祉圏域ごとに、介護給付等対象サービスの状況をとりまとめる。</p> <p>また、道内の介護人材の需給の状況等を推計し、地域医療介護総合確保基金等を活用して、中長期的な視野をもって介護人材等の確保に向けた取組を進めていく。</p> <p>イ 第九期計画の目標</p> <p>地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた段階的な取組方針及び第九期計画の位置づけを明確にするとともに、第九期の目標及び目標を達成するための具体的な施策を、地域の实情に応じて優先順位を検討した上で定める。</p> <p>なお、介護予防に関する取組の目標など、第九期期間中に取組の効果を測定することが困難なものや事業者の選定から施設等の開設まで期間を要する介護保険施設等の整備については、中期的な目標として設定することなどを検討する。</p>	<p>（検討中） 具体的な実施（検討）内容：第九期計画に掲載予定</p> <p>（検討中） 具体的な実施（検討）内容：第九期計画に掲載予定</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>（検討中） 具体的な実施（検討）内容：第九期計画の「具体的な展開」として掲載予定（需給推計については、各保険者のサービス見込量を基に計算するため、年内を目途に今後算出予定）</p> <p>（検討中） 具体的な実施（検討）内容：第九期計画に掲載予定</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>（検討中） 具体的な実施（検討）内容：計画で定めるアウトカム目標などに関連性の高い事業を第九期計画の「具体的な展開」として掲載予定</p> <p>（検討中） 具体的な実施（検討）内容：第九期計画に掲載予定</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>（検討中） 具体的な実施（検討）内容：第九期計画で設定する目標（取組）の効果測定が計画期間中にできるか検討した上で、中長期的な目標設定の必要性について今後検討</p>	<p>第8期には「計画推進のための具体的な取組」として記載</p> <p>第8期には「計画推進のための具体的な取組」として記載</p> <p>「介護職員の現状と推計」に記載。令和22年度（2040年度）までに13.3万人（R2対比3.4万人増）が必要と推計 ※第9期の需給推計は別途算定</p> <p>第8期には「計画推進のための具体的な取組」として記載</p> <p>第8期には「計画推進のための具体的な取組」として記載</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直内容・具体的な取組内容	
<p>る必要性があることなどから、地域の実情によっては、二期を通した中期的な整備目標を定め、第十期都道府県介護保険事業支援計画の策定に合わせて見直すことも考えられる。</p> <p>(三) 施設における生活環境の改善</p> <p>都道府県は、二千三十三年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員（施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる施設の場合にあっては、当該一部の入所定員。以下この(三)において同じ。）の合計数が占める割合については、法第百十六条第二項第二号に基づく参酌標準（都道府県介護保険事業支援計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準をいう。三の2の(二)において同じ。）である五十パーセント以上（そのうち地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合については、七十パーセント以上）とすることを目標として定めるよう努めるものとする。</p> <p>6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表</p> <p>都道府県介護保険事業支援計画については、各年度において、その達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施することが重要である。</p> <p>この場合においては、高齢者への自立支援の効果、地域における日常生活の継続の状況、在宅と施設のサービスの量の均衡等の都道府県介護保険事業支援計画の達成状況を分析し、かつ、評価するための項目を設定する等の工夫を図ることが重要である。</p> <p>このため、平成二十九年の法改正では、都道府県は、各年度において、都道府県介護保険事業支援計画に市町村による被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項並びに当該施策に掲げる目標に関する事項を記載するとともに、目標の達成状況に関する調査及び分析をし、都道府県介護保険事業支援計画の実績に関する評価を行い、公表するよう努めることが定められた。</p> <p>なお、当該評価を実施するに当たっては、保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用することが可能である。</p> <p>こうした評価を踏まえて、必要があると認められるときは、次期都道府県介護保険事業支援計画に反映するなど必要な措置を講ずることが重要である。</p> <p>なお、市町村による取組の地域差について、都道府県が要因分析を行い、各市町村が目指すべきこと、取り組むべきことを示すとともに、小規模市町村をはじめ、市町村へのきめ細かい支援を行うことが重要である。</p>	<p>ウ 施設における生活環境の改善</p> <p>道は、2030年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の入所定員の合計数のうち、ユニット型施設の入所定員合計数の占める割合が、介護保険法の参酌標準である50パーセント以上（そのうち地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合については、70パーセント以上）となるよう努める。</p> <p>(6) 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表</p> <p>道計画については、高齢者への自立支援の効果、地域における日常生活の継続の状況、在宅と施設のサービスの量の均衡等、各年度の達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施する。</p> <p>特に、市町村による被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化に関し、道が取り組むべき施策及び当該施策の目標を定めるとともに、その達成状況に関する調査及び分析、計画の実績評価を行い、公表する。</p>	<p>国記載内容に準拠</p> <p>([その他（本道の現状）]) 具体的な実施（検討）内容：ユニット割合 広域型 49.7% (13,118 / 26,402 名) 地密型 87.7% (2,465 / 2,809 名)</p> <p>([検討中]) 具体的な実施（検討）内容：現計画では、高齢者への自立支援等の効果を図る指標を設けていなかったが、次期計画ではアウトプット、アウトカム指標を設けて進捗状況を図れるよう工夫する。</p> <p>([検討中]) 具体的な実施（検討）内容：第9期計画に掲載予定</p> <p>([既存（実施中）]) 具体的な実施（検討）内容：達成状況に関する調査等については、道が例年実施する「計画に係る進捗状況調査」により把握し、厚労省に報告しているが、公表は努力義務であることから行っていない。</p>	<p>第8期には「計画推進のための具体的取組」として記載</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直内容・具体的な取組内容	
<p>7 老人福祉圏域の設定</p> <p>都道府県介護保険事業支援計画においては、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域を定めるものとされており、これを老人福祉圏域として取り扱うものとされている。</p> <p>老人福祉圏域については、保健医療サービス及び福祉サービスの連携を図る観点から、二次医療圏と一致させることが望ましい。</p> <p>このため、老人福祉圏域が二次医療圏と一致していない都道府県は、可能な限り一致させるよう、令和六年度からの第九期計画期間に向けて、努めることが必要である。</p> <p>なお、都道府県介護保険事業支援計画に定める老人福祉圏域は、都道府県計画（医療介護総合確保法第四条第一項に規定する都道府県計画をいう。以下同じ。）を作成する場合に当該計画で定める都道府県医療介護総合確保区域（同条第二項第一号に規定する医療介護総合確保区域をいう。）と整合性が取れたものとする。</p> <p>8 他の計画との関係</p> <p>都道府県介護保険事業支援計画は、都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成され、都道府県計画及び医療計画との整合性が確保されたものとし、都道府県地域福祉支援計画（社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。以下同じ。）、都道府県高齢者居住安定確保計画（高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項に規定する都道府県高齢者居住安定確保計画をいう。以下同じ。）、都道府県賃貸住宅供給促進計画（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第五条第一項に規定する都道府県賃貸住宅供給促進計画をいう。以下同じ。）、都道府県障害福祉計画、都道府県医療費適正化計画（高齢者医療確保法第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画をいう。以下同じ。）、都道府県健康増進計画（健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画をいう。以下同じ。）又は都道府県住生活基本計画（住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第十七条第一項に規定する都道府県計画をいう。以下同じ。）その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする。</p> <p>また、都道府県介護保険事業支援計画においては、これらの計画との関係について盛り込むことが重要である。</p> <p>（一） 都道府県老人福祉計画との一体性</p> <p>都道府県老人福祉計画は、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置が講じられるよう、要介護者等に対する介護給付等対象サービス及び介護予防事業の提供のほか、地域住民等による自主的活動等として実施される介護予防の取組、認知症等の予防のためのサービスの提供、独り暮らしの老人の生活の支援のためのサービスの提供等も含め、地域における老人を対象とする福祉サービスの全般にわたる供給体制の確保に関する</p>	<p>（7） 高齢者保健福祉圏域の設定</p> <p>高齢者保健福祉圏域については、保健医療サービス及び福祉サービスの連携を図る観点から、二次医療圏及び医療介護総合確保区域と同一とする。</p> <p>（8） 他の計画との関係</p> <p>道計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（以下「総合確保促進法」という。）に基づく北海道計画及び医療計画との整合性を確保する。また、地域福祉支援計画、高齢者居住安定確保計画、賃貸住宅供給促進計画、障がい福祉計画、医療費適正化計画、健康増進計画又は住生活基本計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものとの調和を図る。</p>	<p>（その他（本道の現状））</p> <p>具体的な実施（検討）内容：道では、「老人福祉圏域」を「高齢者保健福祉圏域」と呼称している。圏域範囲は二次医療圏と一致させることが望ましいとされていることから二次医療圏と同様</p>	<p>第8期には「高齢者保健福祉圏域の設定」に記載。</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直内容・具体的な取組内容	
<p>計画として作成されるものである。</p> <p>このため、都道府県介護保険事業支援計画については、都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。</p> <p>(二) 都道府県計画との整合性</p> <p>地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保することが重要である。</p> <p>このため、都道府県介護保険事業支援計画については、都道府県計画との整合性の確保を図るものとする。</p> <p>(三) 医療計画との整合性</p> <p>医療計画については、医療提供体制の確保に関する基本方針（平成十九年厚生労働省告示第七十号）において、居宅等における医療の確保に関する事項を定めるに当たり、介護サービスも含めた地域のケア体制を計画的に整備するため、この指針、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画にも配慮して定めることが求められるとされていることに留意すること。</p> <p>特に、医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができるよう、都道府県や市町村における計画の作成において、都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を開催し、医療法第三十条の十四に規定する地域医療構想調整会議における地域医療構想の達成の推進に関する協議の結果も共有しつつ、より緊密な連携を図られるような体制を図っていくことが重要である。</p> <p>(四) 都道府県地域福祉支援計画との調和</p> <p>介護給付等対象サービス及び地域支援事業等の公的なサービスと地域における様々な主体によるサービスを重層的に組み合わせることによって、要介護者等の生活全般の課題を解決することが重要である。</p> <p>特に、要介護者等や世帯が抱える課題は近年複雑化・複合化しており、要介護者等の生活全般の課題を解決するためには、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図ることが重要であるとともに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会を実現することが必要である。</p> <p>このため、都道府県介護保険事業支援計画については、地域において様々な提供主体によるサービスを実施、連携させる都道府県地域福祉支援計画と調和が保たれたものとする。</p> <p>その際、都道府県地域福祉支援計画は、地域における高齢者、障害者、児童等の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める計画として位置付けられていることに留意すること。</p> <p>(五) 都道府県高齢者居住安定確保計画との調和</p>	<p>ア 北海道計画及び医療計画との整合性</p> <p>地域において効率的かつ質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムを構築し、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを総合的に確保する観点から、北海道計画との整合を図る。</p> <p>また、医療計画は、医療提供体制の確保に関する基本方針（平成19年厚生労働省告示第70号）により、介護サービスも含めた地域のケア体制を計画的に整備するため、市町村計画及び道計画にも配慮することが求められている。そのため、これらの計画の整合性を確保することができるよう、道や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を設け、地域医療構想調整会議における地域医療構想の達成の推進に関する協議の結果も共有しつつ、より緊密な連携を図る。</p> <p>イ 地域福祉支援計画との調和</p> <p>要介護者等や世帯が抱える課題は近年複雑化・複合化しており、要介護者等の生活全般の課題を解決するためには、障がいその他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図り、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会を実現することが必要である。</p> <p>このため、地域において様々な提供主体によるサービスを実施、連携させ、地域における高齢者、障がい者、児童等の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める地域福祉支援計画と調和を図る。</p> <p>ウ 高齢者居住安定確保計画及び賃貸住宅供給促進計画との調和</p>	<p>国記載内容に準拠</p> <p>（既存（実施中）） 具体的な実施（検討）内容：医療と介護の関係者が参加する「協議の場」を設置し、高齢者保健福祉圏域内の医療・介護の現状などについて市町村等と意見交換を行っている。</p>	

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直内容・具体的な取組内容	
<p>高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付等対象サービス等に関する施策を、居住等に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進することが重要である。こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画については、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を定める都道府県高齢者居住安定確保計画と調和が保たれたものとし、住宅担当部局をはじめとした関係部局と連携を図るよう努めること。</p> <p>また、地域の介護サービス事業所等との適切な連携を図る観点から、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームが供給されるに当たっては、都道府県の介護保険担当部局においても関与を図るなど、高齢者の居住等に関する施策にも積極的に関与することが重要である。</p> <p>また、都道府県介護保険事業支援計画と都道府県高齢者居住安定確保計画との調和を図るに当たっては、市町村にも配慮することが望ましい。</p> <p>なお、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給目標については、市町村との協議により、地域の実情に応じた市町村別の供給目標を都道府県高齢者居住安定確保計画に反映することが可能であることに留意し、市町村から協議があった場合には、その求めに応じて、地域のニーズを的確に把握した計画の策定を検討することが望ましい。</p> <p>(六) 都道府県賃貸住宅供給促進計画との調和</p> <p>高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付等対象サービス等に関する施策を、居住等に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進することが重要である。こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画については、高齢者等の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標等を定める都道府県賃貸住宅供給促進計画と調和が保たれたものとし、その策定に当たっては、住宅担当部局をはじめとした関係部局と連携を図るよう努めることが重要である。</p> <p>(七) 都道府県障害福祉計画との調和</p> <p>都道府県障害福祉計画においては、高齢者を含む障害者の自立支援の観点から、精神科病院から地域生活への移行を進めることとされており、高齢の障害者が地域生活へ移行し、並びに地域生活を維持及び継続するため、介護給付等対象サービス等を必要に応じて提供していくことも重要である。このためには高齢者だけにとどまらず、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築する必要がある。</p> <p>こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画については、都道府県障害福祉計画に定められた、高齢者を含む入院中の精神障害者の地域生活への移行に係る成果目標等との調和が保たれたものとする。</p> <p>(八) 都道府県医療費適正化計画との調和</p> <p>在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築を図ることは重要である。このため、都道府県介護保険事</p>	<p>高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を定める高齢者居住安定確保計画、高齢者等の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標等を定める賃貸住宅供給促進計画との調和を図る。</p> <p>また、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給については、地域の介護サービス事業所等との適切な連携を図る観点から、道建設部と連携を図る</p> <p>エ 障がい福祉計画との調和</p> <p>高齢の障がい者が地域生活へ移行し、地域生活を維持及び継続するため、介護給付等対象サービス等を必要に応じて提供することが重要であり、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築する必要がある。</p> <p>このため、高齢者を含む入院中の精神障がい者の地域生活への移行に係る成果目標等を定める障がい福祉計画との調和を図る。</p> <p>オ 医療費適正化計画との調和</p> <p>医療費適正化計画に定める地域包括ケアシステムの推進に関する取組等と調和を図る。</p>	<p>見直内容・具体的な取組内容</p> <p>(その他(現状の目標値))</p> <p>具体的な実施(検討)内容:精神病床における65歳以上の入院1年以上の長期入院患者数6,430人以下</p>	

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直内容・具体的な取組内容	
<p>業支援計画については、都道府県医療費適正化計画に地域包括ケアシステムの構築に関する取組等が定められる場合には、その取組等と調和が保たれたものとする。</p> <p>また、フレイル状態にあるなど医療・介護サービスのニーズを複合的に抱える高齢者やその予備群に対して、一人ひとりの心身の機能等を踏まえて、医療サービス及び介護サービスを効果的かつ効率的に組み合わせて提供することが重要である。都道府県医療費適正化計画に高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防に関する目標や医療・介護の機能連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進に関する目標等が定められる場合には、その目標等と調和が保たれたものとする。</p> <p>(九) 都道府県健康増進計画との調和</p> <p>少子高齢化が進む中で、健康寿命を延伸し、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図ることは、重要である。</p> <p>このため、都道府県介護保険事業支援計画については、高齢者の健康に焦点を当てた取組等住民の健康の増進の推進に関する施策を定める都道府県健康増進計画との調和に配慮すること。</p> <p>(十) 都道府県住生活基本計画との調和</p> <p>単身又は夫婦のみの高齢者世帯が増加する中、高齢者が安心して暮らせる住まいと日常生活の支援や介護給付等対象サービス等の一体的な供給が要請されている。</p> <p>こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画については、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策に関する事項を定める都道府県住生活基本計画と調和が保たれたものとする。</p> <p>(十一) 都道府県地域防災計画（災害対策基本法第二条第一項第十号イに規定する都道府県地域防災計画をいう。以下同じ。）との調和</p> <p>災害時に要介護高齢者等が適切に避難し、介護サービスを利用できるよう、都道府県の防災部局と介護部局が連携し、介護保険施設があらかじめ施設利用者の受入れに関する災害協定を締結する、関係団体と災害時の介護職員の派遣協力協定を締結する等の体制の整備に努めることを支援することが重要であり、都道府県介護保険事業支援計画において、災害時に向けた取組等を定める場合には、都道府県地域防災計画との調和に配慮すること。</p> <p>(十二) 都道府県行動計画（新型インフルエンザ等対策特別措置法第七条第一項に規定する都道府県行動計画をいう。以下同じ。）との調和</p> <p>都道府県行動計画においては、新型インフルエンザ等の感染症の感染拡大防止の取組や各発生段階における都道府県が実施する対策等が定められており、高齢者等への支援についても定められている。今般の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、都道府県介護保険事業支援計画において、新型インフルエンザ等の感染症に備えた取組等を定める場合には、都道府県行動計画との調和に配慮すること。</p>	<p>また、フレイル状態にあるなど医療・介護サービスのニーズを複合的に抱える高齢者やその予備群に対して、一人ひとりの心身の機能等を踏まえて、医療サービス及び介護サービスを効果的かつ効率的に組み合わせて提供することが重要であり、医療費適正化計画に高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防に関する目標や医療・介護の機能連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進に関する目標等と調和が保たれたものとする。</p> <p>カ 健康増進計画との調和</p> <p>高齢者の健康に焦点を当てた取組等、健康増進に関する施策を定める健康増進計画との調和を図る。</p> <p>キ 住生活基本計画との調和</p> <p>単身又は夫婦のみの高齢者世帯が増加し、高齢者が安心して暮らせる住まいと日常生活の支援や介護給付等対象サービス等の一体的な供給が要請されていることから、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策に関する事項を定める住生活基本計画との調和を図る。</p> <p>ク 地域防災計画との調和</p> <p>災害時に要介護高齢者等が適切に避難し、介護サービスを利用できるよう、介護保険施設が関係団体とあらかじめ施設利用者の受入れに関する災害協定や災害時の介護職員の派遣協力協定を締結する等の体制の整備を支援し、災害時に向けた取組等について、地域防災計画との調和を図る。</p> <p>ケ 行動計画との調和</p> <p>行動計画においては、新型インフルエンザ等の感染症の感染拡大防止の取り組みや各発生段階における道が実施する対策などが定められており、高齢者等への支援についても定められている。今般の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症に備えた取組について、行動計画との調和を図る。</p>	<p>国記載内容に準拠</p> <p>(検討中)</p> <p>具体的な実施（検討）内容：次期医療費適正化計画において、高齢者の介護予防等に関する目標を定める予定であることから、次期計画において調和のとれたものとする（国保医療課）</p>	

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直内容・具体的な取組内容	
<p>(十三) 福祉人材確保指針を踏まえた取組 介護保険制度が国民のニーズに応えるよう十分機能していくためには、福祉・介護サービスを担う人材の安定的な確保が重要である。こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画において、介護人材確保策を定めるに当たっては、福祉・介護サービスの仕事が魅力ある職業として認知され、今後さらに拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材の確保のための取組の指針である福祉人材確保指針を踏まえ、地域の実情に応じ、重点的に取り組む事項を明確にするよう努めるものとする。</p> <p>(十四) 介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組 介護労働者が意欲と誇りをもって魅力ある職場でその能力を発揮して働くことができるようにすること等のため、介護労働者の雇用管理の改善並びに能力の開発及び向上をすることが重要である。こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画において、介護人材確保策を定めるに当たっては、介護雇用管理改善等計画に定める介護労働者の雇用管理の改善の促進、能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項を踏まえるよう努めるものとする。</p> <p>(十五) 認知症施策推進大綱を踏まえた取組 認知症施策においては、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人やその家族の意見も踏まえながら、「共生」と「予防」の施策を推進することが重要である（認知症施策推進大綱において、「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味であり、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」又は「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味であるとされている。）。 こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画において、認知症施策を定める場合にあっては、認知症施策推進大綱の基本的な考え方を踏まえるよう努めるものとする。 なお、認知症施策推進大綱の対象期間は令和七年までの六年間であり、令和四年は策定三年後の中間年であったことから、施策の進捗状況について中間評価が行われた。したがって、今後は、中間評価の結果も踏まえ、認知症施策推進大綱の考え方を踏まえた施策を進めることが重要である。 また、令和五年通常国会で成立した共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行に向けては、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症施策を推進していく必要があることに留意すること。</p> <p>9 その他 (一) 計画期間と作成の時期 都道府県介護保険事業支援計画は、三年を一期として作成する。</p>	<p>コ 福祉人材確保指針、介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組 介護人材確保策を定めるにあたっては、福祉・介護サービスを担う人材の安定的な確保が重要であることから、今後さらに拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材確保のための取組指針である福祉人材確保指針を踏まえ、地域の実情に応じて重点的に取り組む事項を明確にするとともに、介護労働者の雇用管理の改善の促進、能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項を定める介護雇用管理改善等計画を踏まえて検討を進める。</p> <p>サ 認知症施策推進大綱を踏まえた取組 認知症施策においては、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人やその家族の意見も踏まえながら、「共生」と「予防」の施策を推進することが重要であることから、認知症施策推進大綱の基本的な考え方を踏まえ、認知症施策に取り組む。</p> <p>なお、認知症施策推進大綱の対象期間は令和7年までの6年間であり、令和4年は策定3年後の中間年であったことから、施策の進捗状況について国において中間評価が行われた。 中間評価の結果も踏まえ、認知症施策推進大綱の考え方を踏まえた施策を推進するほか、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症施策を推進していく。</p> <p>(9) その他 ア 計画期間 第9期介護保険事業支援計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までとする。</p>	<p>(その他(指針の内容)) 具体的な実施(検討)内容:人材確保の基本的な考え方や人材確保に関する方策を国が定めたもの</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p>	

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直内容・具体的な取組内容	
<p>第九期都道府県介護保険事業支援計画については、令和六年度から令和八年度までを期間として、令和五年度中に作成することが必要である。</p> <p>(二) 公表と地域包括ケアシステムの普及啓発</p> <p>都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画を作成したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>また、介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るためには、国民の理解及び協力を得ることが求められることから、都道府県は、地域住民に対し、その地域の現状や特性、管内各市町村が構築する地域包括ケアシステムの目指す方向やそのための取組や市町村に対する都道府県としての支援内容について、当該計画及び各年度における当該計画の達成状況などの公表方法を工夫しながら幅広く地域の関係者の理解を広げ、多様かつ積極的な取組を進めるための普及啓発を図ることが重要である。</p> <p>第四 指針の見直し</p> <p>この指針は、令和六年度からの第九期市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成に資するよう定めたものである。</p> <p>この指針については、法の施行状況等を勘案して、必要な見直しを行うものとする。</p>	<p>イ 公表と地域包括ケアシステムの普及啓発</p> <p>道は、道民に対し、その地域の現状や特性、管内各市町村が構築する地域包括ケアシステムの目指す方向やそのための取組や市町村に対する道としての支援内容について、介護保険事業支援計画及び各年度における計画の達成状況などの公表方法を工夫しながら、幅広く地域の関係者の理解を広げ、多様かつ積極的な取組を進めるための普及啓発を図る。</p>	<p>(既存(実施中))</p> <p>具体的な実施(検討)内容: 達成状況に関する調査等については、道が例年実施する「計画に係る進捗状況調査」により把握し、厚労省に報告しているが、公表は努力義務であることから行っていない。</p>	
<p>二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項</p> <p>都道府県介護保険事業支援計画において定めることとされた事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>1 老人福祉圏域</p> <p>一の7を踏まえた老人福祉圏域の範囲、各老人福祉圏域の状況等を定めること。</p> <p>この場合において、隣接の都道府県の区域の状況を考慮する必要があるときは、当該都道府県との調整の経緯、当該区域の状況等を盛り込むことが重要である。</p> <p>2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>市町村が推計した見込み等を基に各年度における都道府県全域及び老人福祉圏域ごとの介護専用型特定施設における特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「介護専用型特定施設入居者生活介護等」という。)に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類の必要入所定員総数並びに介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めること。また、その算定に当たった考え方を示すことが重要である。その際、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加しており、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、都道府県全域及び老人福祉圏域ごとの当該地域におけるこれらの設置状況や、要介護者等の人数、利用状況等を必要に応じて勘案するものとする。さらに、サービスの量の見込みを定める際には、サービス利用における地域間の移動</p>	<p>2 道の取組に関する事項</p> <p>道の介護保険事業支援計画では、次に掲げる事項を定める。</p> <p>(1) 高齢者保健福祉圏域</p> <p>高齢者保健福祉圏域の範囲、各圏域の状況を定める。</p> <p>(2) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>市町村が推計した見込み等を基に、各年度における道内全域及び高齢者保健福祉圏域ごとの、介護専用型特定施設における特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「介護専用型特定施設入居者生活介護等」という。)に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類の必要入所定員総数(指定介護療養型医療施設にあっては、当該指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数)並びに介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定め、その算定の考え方を記載する。その際、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、道内全域及び高齢者保健福祉圏域ごとの当該地域におけるこれらの設置状況や、要介護者等の人数、利用状況等を必要に応じて勘案するものとする。</p> <p>さらに、サービスの量の見込みを定める際には、地域特性を踏まえながら適切に検討することが必要であり、高齢者人口が増加</p>	<p>(検討中)</p> <p>具体的な実施(検討)内容: 現計画でも算定の考え方を掲載しており、次期計画でも同様に掲載予定</p>	<p>第8期には「サービス量の見込みの基本的な考え方」に記載</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直内容・具体的な取組内容
<p>や、住民のサービス利用の在り方も含めた地域特性を踏まえながら適切に検討することが必要であり、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、高齢者人口が増加する都市部では、特別養護老人ホーム等従来からの介護サービスに加え、特定施設入居者生活介護も含めた効果的な基盤整備を行い、人口減少が見込まれる地域では、関係サービスの連携や既存施設の有効活用等の工夫をこらしながら必要な介護サービスの機能を地域に残すことを考える必要がある。老朽化した施設の建て替えや必要な修繕を計画的に行うとともに、中長期的な人口構造の変化の見通しを踏まえながら、必要な介護サービスが提供されるよう、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域を支えるという視点で介護基盤整備を進めていくことが重要である。</p> <p>また、様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、既存資源等を活用した複合型サービスを整備していくことが重要である。</p> <p>あわせて、居宅要介護者の生活を支えるため、訪問リハビリテーション等の更なる普及や、介護老人保健施設による在宅療養支援機能の充実を図ることが重要である。そのため、関係団体等と連携した上で、介護老人保健施設等に対する協力要請や医療専門職の確保等の取組を行うことが重要である。</p> <p>介護老人福祉施設のサービスの量の見込みを定める際には、特例入所者数の見込みも踏まえて定めることが重要である。特例入所の運用については、介護老人福祉施設が在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化されている趣旨等や地域における実情を踏まえ、各市町村において、必要と認める事情があれば、それも考慮した適切な運用を図るよう、各市町村に適切な助言を行うことが重要である。</p> <p>また、離島や過疎地域等に所在している小規模特養については、地域において必要な介護サービス提供が継続されるよう、地域住民と市町村を含めた行政などが協働し、その地域における小規模特養の在り方を議論する場を設けるなどして、必要な取組を進めていくことが重要である。</p> <p>加えて、老人福祉圏域ごとに、各年度の混合型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設以外の特定施設（以下「混合型特定施設」という。）に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の必要利用定員総数を定めることができる。</p> <p>この場合、多様な経営主体によるサービスの提供体制を確保し、利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるような環境を構築する観点から、有料老人ホーム等において提供される特定施設入居者生活介護についても、各市町村の要介護者等の実態を踏まえて需要を的確に把握し、地域の実情に即した適切なサービス量を見込むこと。</p> <p>なお、混合型特定施設の指定を行う際に必要となる推定利用定員の算定に当たっては、要介護者の入居実態を踏まえ、地域の実情に合わせて設定すること。</p>	<p>する都市部では、高齢者人口増加に備えた、特別養護老人ホーム等の介護サービスに加え、特定施設入居者生活介護も含めた基盤整備を行い、人口減少が見込まれる地域では、関係サービスの連携や既存施設の有効活用等により、必要な介護サービスの機能を地域に残すことを検討し、老朽化した施設の建て替えや修繕を計画的に行うとともに、中長期的な人口構造の変化の見通しを踏まえながら、必要な介護サービスが提供されるよう、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域を支えるという視点で介護基盤整備を進めていく。</p> <p>また、様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、既存資源等を活用した複合型サービスを整備していくほか、居宅要介護者の生活を支えるため、訪問リハビリテーション等の更なる普及や、介護老人保健施設による在宅療養支援機能の充実を図るため、関係団体等と連携した上で、介護老人保健施設等に対する協力要請や医療専門職の確保等の取組を検討する。</p> <p>介護老人福祉施設のサービスの量の見込みを定める際には、特例入所者数の見込みも踏まえて定める。特例入所の運用については、介護老人福祉施設が在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化されている趣旨等や地域における実情を踏まえ、各市町村において、必要と認める事情があれば、それも考慮した適切な運用を図るよう、各市町村に適切な助言を行う。</p> <p>また、離島や過疎地域等に所在している小規模特養については、地域において必要な介護サービス提供が継続されるよう、地域住民と市町村を含めた行政などが協働し、その地域における小規模特養の在り方を議論する場を設けるなどして、必要な取組を進めていく。</p> <p>また、高齢者保健福祉圏域ごとに、各年度の混合型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設以外の特定施設（以下「混合型特定施設」という。）に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の必要利用定員総数、有料老人ホーム等において提供される特定施設入居者生活介護についても、各市町村の要介護者等の実態を踏まえて需要を的確に把握し、地域の実情に即した適切なサービス量の見込みを記載する。</p> <p>なお、混合型特定施設の指定を行う際に必要となる推定利用定員の算定に当たっては、要介護者の入居実態を踏まえ、地域の実情に合わせて設定する。</p>	<p>（その他（制度説明）） 具体的な実施（検討）内容：H30の報酬改定で在宅復帰・在宅療養支援機能加算が設定され、介護老人保健施設の役割が在宅復帰・在宅療養支援であることが明確にされた。</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>見直しのポイント 1. 介護サービス基盤の計画的な整備 ②在宅サービスの充実_3ボツ目 「居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実」</p> <p>（計画期間中に検討（実施）） 具体的な実施（検討）内容：具体的な取組については今後検討を行う。</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>（検討中） 具体的な実施（検討）内容：毎年道が実施している「老人福祉施設入所状況調査」で特例入所者数を把握しており、調査結果を市町村にフィードバックしている。</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>（計画期間中に検討（実施）） 具体的な実施（検討）内容：現時点の想定では、既存の「高齢者保健福祉圏域連絡協議会」などを活用して議論を行う。</p> <p>（既存（実施中）） 具体的な実施（検討）内容：計画策定年に合わせて道が実施する「混合型特定施設入居者生活介護の利用状況調査」の結果から算定した推定利用定員割合を今後市町村に通知する予定</p> <p>国記載内容に準拠</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直内容・具体的な取組内容	
<p>さらに、大都市部において、他の老人福祉圏域との間で特別養護老人ホームの必要入所定員総数の調整を行った場合は、その調整内容を都道府県介護保険事業支援計画に定めるとともに、調整の考え方を示すことが重要である。</p> <p>加えて、大都市部において、地域コミュニティや地方公共団体間のつながりが強いなどの特別な事情により、他の都道府県内の要介護被保険者に係る特別養護老人ホームへの入所必要人数を双方の都道府県が把握し、都道府県の区域を越えて必要入所定員総数の調整を行った場合は、双方の都道府県介護保険事業支援計画にその調整内容を定めるとともに、調整の考え方を示すことが重要である。この場合、入居者本人の意思の尊重が大前提であり、重度の要介護状態となった場合に本人の意思にかかわらず家族や地域と切り離されて他の都道府県の施設に入所させられるといったことにはならないよう、計画の実行には十分な配慮をすること。</p> <p>なお、各年度における医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付等対象サービスの量の見込みについては、都道府県介護保険事業支援計画を作成しようとするときにおける主に介護を必要とする高齢者が利用している医療療養病床の数及びそれらの高齢者の介護給付等対象サービスの利用に関する意向並びに医療療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換の予定等を把握した上で、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みに含めて見込むとともに、医療計画において掲げる在宅医療の整備目標と整合的なものとなるよう、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めること。</p> <p>3 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定</p> <p>(一) 市町村が行う、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組への支援に関する取組及び目標設定</p> <p>各市町村において、地域の実情に応じて、高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止を図るための具体的な取組を進めることが極めて重要である。</p> <p>こうした観点から、平成二十九年の法改正においては、市町村介護保険事業計画の基本的記載事項として、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標に関する事項が追加されるとともに、都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項として、市町村の取組への支援に関する都道府県の取組及びその目標に関する事項が追加されたところである。</p>	<p>また、各年度における医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付等対象サービスの量の見込みについては、主に介護を必要とする高齢者が利用している医療療養病床の数及びそれらの高齢者の介護給付等対象サービスの利用に関する意向並びに医療療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換の予定等を把握した上で、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みに含めて見込むとともに、医療計画において掲げる在宅医療の整備目標と整合的なものとなるよう、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定める。</p> <p>(3) 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定</p> <p>ア 市町村が行う、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組への支援に関する取組及び目標設定</p>	<p>(既存(実施中)) 具体的な実施(検討)内容: 市町村は、高齢者が利用している医療療養病床の数及びそれらの高齢者の介護給付対象サービスの利用に関する意向を把握した上で計画を定めるとされており、必要に応じて既存の日常生活圏域ニーズ調査等を活用して意向を把握し、見込量を算定</p> <p>(既存(実施中)) 具体的な実施(検討)内容: 国が実施している「医療療養病床を有する医療機関からの転換意向調査」を実施し、調査結果を市町村にフィードバックしている。(地医)</p> <p>国記載内容に準拠</p>	

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直し内容・具体的な取組内容	
<p>また、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供できるよう促すことで、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するよう、介護給付の適正化を進めることも重要である。こうした観点から、平成二十九年の法改正においては、市町村介護保険事業計画の基本的記載事項として、介護給付の適正化に関し、市町村の取組及びその目標に関する事項を追加するとともに、都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項として、市町村の取組への支援に関する都道府県の取組及びその目標に関する事項を追加したところである。</p> <p>市町村の取組への支援として、都道府県は、市町村の人員体制やノウハウの蓄積状況等の状況が様々であることを踏まえつつ、広域の地方公共団体としての特性を活かした丁寧な取組を行うことが重要である。</p> <p>このため、例えば、①都道府県内外の先進事例の収集と情報提供、②地域包括ケア「見える化」システムや令和二年の法改正により新たに収集することとされた情報を含むデータを活用した管内市町村の要介護認定率や介護給付費等の分析等を通じた多角的な地域課題の把握の支援、③専門職等の関係団体、県単位での自治組織や社会福祉協議会、大学等との連携体制の構築、④市町村職員等に対する研修の実施といった取組が考えられる。</p> <p>また、高齢者に対する自立支援・重度化防止の取組を推進するに当たっては、地域支援事業と介護保険給付の双方の観点からの地域リハビリテーション体制の構築が重要である。そのために、全都道府県において、都道府県医師会をはじめとした関係団体・関係機関等の保健・医療・福祉の関係者で構成される協議会を設け、リハビリテーション連携指針を作成するとともに、地域の実情に応じて、取組を進めていくことが重要である。</p> <p>さらに、リハビリテーションに関する協議会の意見も聴きながら、都道府県リハビリテーション支援センターにおいて、リハビリテーション資源の把握や行政・関係団体との連絡調整を行いつつ、地域での相談支援、研修、通いの場や地域ケア会議等への医療専門職等の派遣の調整といった具体的な取組を進めることが重要である。</p> <p>これらに限らず、地域の実情に応じて多様な取組を構想し、その取組内容と目標について都道府県介護保険事業支援計画に盛り込むこと。この他、地域支援事業の適切な実施に向けて、支援を必要とする市町村を抽出し、課題の設定や支援体制の検討等について継続的に助言・指導等を行っていくことも考えられる。</p> <p>また、都道府県は、各市町村において実施した地域包括ケアシステムの構築状況に関する自己点検の結果も参考にしながら、既存の地域資源を活用した地域包括ケアシステムの推進及び地域づくりにつなげていくという視点で、個別の市町村に対する伴走型支援等を行うことが重要である。その際、国が作成・周知する資料や、地方自治体の</p>	<p>道は、市町村の人員体制やノウハウの蓄積状況等が様々であることを踏まえ、地域の実情に応じて多様な取組を構想し、市町村支援に向けた取組内容とその達成状況を評価できる客観的な数値目標を定める。</p> <p>また、高齢者に対する自立支援・重度化防止の取組を推進するに当たっては、地域支援事業と介護保険給付の双方の観点からの地域リハビリテーション体制の構築を進め、道医師会をはじめとした関係団体・関係機関等の保健・医療・福祉の関係者で構成される協議会を設け、リハビリテーション連携指針を作成するとともに、地域の実情に応じて、取組を進めていくことが重要である。</p> <p>さらに、リハビリテーションに関する協議会の意見も聴きながら、リハビリテーション支援センターにおいて、リハビリテーション資源の把握や行政・関係団体との連絡調整を行いつつ、地域での相談支援、研修、通いの場や地域ケア会議等への医療専門職等の派遣の調整といった具体的な取組を進めることが重要である。</p> <p>また、各市町村において実施した地域包括ケアシステムの構築状況に関する自己点検の結果も参考にしながら、既存の地域資源を活用した地域包括ケアシステムの推進及び地域づくりにつなげていくという視点で、個別の市町村に対する伴走型支援等を行う。</p>	<p>（既存（実施中）） 具体的な実施（検討）内容：達成状況を評価できる客観的な数値目標を定めており、次期計画においても同様に記載予定</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>（その他（連携指針のイメージ）） 具体的な実施（検討）内容：令和6年度に設置を予定している協議会にて、リハビリテーション連携指針の策定や内容等について諮ることとしている。</p> <p>（その他（用語説明+道の状況）） 具体的な実施（検討）内容：地域包括ケア推進に資するリハビリテーションのあり方を検討する場。現在、協議会は廃止されており、令和6年度からの再構築に向けて検討中</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>（その他（用語説明+道の状況）） 具体的な実施（検討）内容：関係機関との連絡調整、都道府県関係者への支援などの役割を行うセンター。現在、札幌医科大学がリハビリテーション支援センターとなっている</p> <p>（計画期間中に検討（実施）） 具体的な実施（検討）内容：上記協議会にて、具体的な取組内容を検討していく。</p> <p>（計画期間中に検討（実施）） 具体的な実施（検討）内容：保険者機能強化推進交付金等に係る令和6年度評価指標の分析結果や点検ツールを活用して実施を予定している。</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>（計画期間中に検討（実施）） 具体的な実施（検討）内容：地域介護予防・地域包括ケア支援事業や北海道生活支援・介護予防充実強化事業の実施などで伴走型支援を行う。</p>	<p>第8期には「計画推進のための具体的取組」として記載</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直内容・具体的な取組内容	
<p>取組事例の分析結果等を活用することも重要である。</p> <p>これらの目標については、都道府県による様々な取組の達成状況を評価できるよう、数値目標等の客観的な目標を設定するように努めることが重要である。また、リハビリテーションに関する目標の設定に当たっては、国が示すリハビリテーションサービス提供体制に関する指標を現状把握や施策の検討の参考とすることが望ましい。</p> <p>なお、こうした取組は、適正なサービスの利用の阻害につながらないことが大前提であることに留意することが必要である。</p> <p>（二）市町村が行う、介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定</p> <p>市町村の取組への支援に関する目標の策定に当たっては、市町村と支援内容等の意見交換を行うとともに、市町村介護保険事業計画における目標を十分に踏まえた内容とすることが重要である。</p> <p>また、第九期からの調整交付金の算定に当たっては、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、医療情報との突合・縦覧点検といったいわゆる主要三事業の取組状況を勘案することとしたところである。</p> <p>このため、例えば、各年度において、その達成状況、主要三事業の取組状況を点検するとともに公表し、その結果に基づき対策を講ずるとともに、都道府県が中心となって国保連合会と連携し、市町村に対する支援を行うという取組が考えられる。また、縦覧点検・医療情報との突合に係る国保連合会への委託については、都道府県内の過誤調整の処理基準が統一されることで、より正確な効果が得られることから、都道府県内の全市町村が国保連合会に委託するよう働きかけるという取組が考えられる。これらに限らず、地域の実情に応じて多様な取組を構想し、介護給付の不合理な地域差の改善や介護給付の適正化に向けて市町村との協議の場で議論を行い、その取組内容と目標について都道府県介護保険事業支援計画に盛り込むこと。</p> <p>なお、介護給付の適正化への支援に関しては、都道府県介護給付適正化計画を別に策定することでも、差し支えない。この場合、都道府県介護給付適正化計画を別に定める旨記載し、都道府県介護保険事業支援計画と整合の図られたものとする。</p> <p>4 老人福祉圏域を単位とする広域的調整</p> <p>介護給付等対象サービス（介護給付又は予防給付に係る居宅サービス等のうち、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスを除いたものをいう。以下この4において同じ。）の量の見込みについては、都道府県は市町村と意見を交換して、老人福祉圏域を単位とする広域的調整を図ること。この場合においては、老人福祉圏域を単位として介護給付等対象サービスを提供する体制を確保する市町村の取組に協力するとともに、各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護等及び混合型特定施設入居者生活介護の種類ごとの必要利用定員総数並びに介護保</p>	<p>イ 市町村が行う、介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定</p> <p>介護給付の適正化に関する市町村の取組支援については、市町村計画における目標を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて多様な取組を構想し、取組内容と目標を定める。</p> <p>また、第九期からの調整交付金の算定に当たっては、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、医療情報との突合・縦覧点検といったいわゆる主要三事業の取組状況を勘案することとされた。</p> <p>このため、各年度において、その達成状況、主要三事業の取組状況を点検し、その結果に基づき対策を講ずるとともに、国保連合会と連携し、市町村に対する支援を行う。また、縦覧点検・医療情報との突合に係る国保連合会への委託については、道内の過誤調整の処理基準が統一されることで、より正確な効果が得られることから、道内の全市町村が国保連合会に委託するよう働きかける。これらに限らず、地域の実情に応じて多様な取組を構想し、介護給付の不合理な地域差が確認できる場合、改善や介護給付の適正化に向けて市町村との協議の場で議論を行い、その取組内容と目標について北海道介護保険事業支援計画に盛り込む。</p> <p>（4）高齢者保健福祉圏域を単位とする広域的調整</p> <p>介護給付等対象サービス（介護給付又は予防給付に係る居宅サービス等のうち、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスを除いたものをいう。以下同じ。）量の見込みについて、道は、市町村と意見交換して、高齢者保健福祉圏域を単位とする広域的調整を図る。</p> <p>また、高齢者保健福祉圏域単位で、介護給付等対象サービスを提供する体制を確保する市町村の取組に協力するとともに、各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護等及び混合型特定施設入居者生活介護の種類ごとの必要利用定員総数並びに介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数については、それぞれの総数</p>	<p>（検討中） 具体的な実施（検討）内容：介護給付適正化計画で目標を定めており、次期計画においても同様に記載予定</p> <p>国記載内容に準拠</p>	

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直内容・具体的な取組内容	
<p>険施設の種類ごとの必要入所定員総数については、介護専用型特定施設入居者生活介護等及び混合型特定施設入居者生活介護の種類ごとの利用定員並びに介護保険施設の種類ごとの入所定員総数の現状、介護専用型特定施設入居者生活介護等及び混合型特定施設入居者生活介護並びに介護保険施設相互間の利用定員及び入所定員総数の均衡、在宅と施設のサービスの量の均衡等に配慮することが重要である。</p> <p>また、二千四十年までの保険者ごとの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もあるが、都市部を中心に二千四十年まで増え続ける保険者も多いことを踏まえ、各老人福祉圏域内の広域的調整を踏まえて、必要な施設整備量を勘案することが重要である。</p> <p>5 市町村介護保険事業計画との整合性の確保</p> <p>介護給付等対象サービスの量の見込みについては、市町村介護保険事業計画における数値を老人福祉圏域ごとに集計して、この結果を更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県介護保険事業支援計画における数値と一致するよう、都道府県は、市町村と調整することが重要である。</p> <p>特に、市町村が市町村介護保険事業計画において掲げる介護給付等対象サービスの見込量と、都道府県が医療計画において掲げる在宅医療の整備目標について整合的なものとし、医療及び介護の提供体制を一体的に整備していくための協議の場を設ける等、市町村介護保険事業計画との調和が保たれたものとするが重要である。</p> <p>また、都道府県が指定する居宅サービスの事業所が、併せて市町村が指定する複合型サービスの指定を受ける場合があることなども踏まえて、市町村介護保険事業計画との整合性を確保する必要がある。</p> <p>なお、この場合において、当該居宅サービスの事業所の利用者が当該事業所におけるサービス提供を受けられなくなることはないよう、事前に各市町村と調整し、区域外指定等の手続を進めておく必要がある。</p> <p>三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項</p> <p>都道府県介護保険事業支援計画において地域の実情に応じて定めるよう努める事項は、一（6及び7を除く。）に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。</p> <p>1 地域包括ケアシステムの深化・推進のための支援に関する事項</p> <p>地域包括ケアシステムの実現のため、今後、市町村が重点的に取り組むことが必要な①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、④介護予防の推進及び⑤高齢者の居住安定に係る施策との連携について、市町村への後方支援として取り組む事項を計画に位置付け、その事業内容等について定めることが重要である。</p>	<p>の現状や均衡、在宅と施設のサービスの量の均衡等に配慮する。</p> <p>なお、2040年までの保険者ごとの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もあるが、都市部を中心に2040年まで増え続ける保険者もあることを踏まえ、各高齢者保健福祉圏域内の広域的調整を踏まえて、必要な施設整備量を検討する。</p> <p>(5) 市町村介護保険事業計画との整合性の確保</p> <p>介護給付等対象サービスの量の見込みについては、市町村介護保険事業計画における数値を高齢者保健福祉圏域ごとに集計し、道内全域で集計した値を、道の介護保険事業支援計画における数値とする。</p> <p>また、医療・介護の提供体制を一体的に整備していくための協議の場を設け、市町村が掲げる介護給付等対象サービスの見込量と、道が医療計画において掲げる在宅医療の整備目標についての整合性を確保する。</p> <p>このほか、道が指定する居宅サービスの事業所が、併せて市町村が指定する複合型サービスの指定を受ける場合があることなども踏まえて、市町村介護保険事業計画との整合性を確保する必要があるため、この場合において、当該居宅サービスの事業所の利用者が当該事業所におけるサービス提供を受けられなくなることはないよう、事前に各市町村と調整し、区域外指定等の手続を進めておく必要がある。</p> <p>(6) 地域包括ケアシステム深化・推進のための支援に関する事項</p> <p>今後、市町村が重点的に取り組むことが必要な①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、④介護予防の推進、⑤高齢者の居住安定に係る施策との連携について、市町村への後方支援として取り組む事業内容等を定める。</p> <p>その際、地域ケア会議の推進、道が指定権限を持つ介護保険サービス事業者に対する指導監督の実施、総合事業の推進に関する支援策も併せて定める。</p>	<p>国記載内容に準拠</p> <p>(既存（実施中）) 具体的な実施（検討）内容：医療と介護の関係者が参加する「協議の場」を設置し、高齢者保健福祉圏域内の医療・介護の現状などについて市町村等と意見交換を行っている。</p> <p>(検討中) 具体的な実施（検討）内容：医療計画の中で検討が行われており、その結果を市町村に共有し、サービス見込量との整合を図っていく</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>(その他（内容説明）) 具体的な実施（検討）内容：区域外にある地域密着型サービスの利用を希望する場合、事業者が所在する市町村の同意を得た上で、その事業所を指定することで利用できることから、各市町村には利用希望を踏まえた所要の手続きを行うよう市町村指導等を通じて周知する。</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>(検討中) 具体的な実施（検討）内容：第9期計画に掲載予定</p>	<p>第8期には「計画推進のための具体的取組」として記載</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直内容・具体的な取組内容	
<p>その際、専門職の派遣や好事例の情報提供等市町村が行う高齢者の自立支援に資する包括的かつ継続的な支援のための地域ケア会議の推進、総合事業を実施する事業者のうち都道府県が指定権限を持つ介護保険サービス事業者に対する指導監督の実施や各種研修等総合事業の推進に関する支援策も併せて定めることが重要である。</p> <p>また、地域の創意工夫を生かせる柔軟な仕組みを目指すことが必要であり、今後、医療及び介護の提供体制の整備を、住宅や居住に係る施策との連携も踏まえつつ、地域の将来の姿を踏まえた「まちづくり」の一環として行っていくことが重要である。</p> <p>（一） 在宅医療・介護連携の推進</p> <p>在宅医療の提供体制の充実に係る都道府県と市町村の連携と役割分担について、医療計画を推進していく中で改めて明確にした上で、在宅医療提供体制の基盤整備を推進することが重要である。</p> <p>在宅医療・介護連携を推進し、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制整備を支援するため、医療部局とも連携しながら、令和五年の法改正によって創設された医療法におけるかかりつけ医機能報告等も踏まえた協議の結果も考慮しつつ、在宅医療をはじめとした広域的な医療資源に関する情報提供、医療と介護の連携に関する実態把握及び分析、在宅医療・介護の関係者からなる会議の設置、都道府県として実施する在宅医療・介護連携の推進のための情報発信、好事例の横展開及び人材育成等の研修会の開催、市町村で事業を総合的に進める人材の育成、都道府県医師会等の医療・介護関係団体その他の関係機関との連携及び調整や市町村が地域の関係団体と連携体制を構築するための支援、入退院時における医療機関職員と介護支援専門員の連携等広域的な医療機関と地域の介護関係者との連携及び調整、小規模市町村が複数の市町村で共同事業を行う際の支援、保健所の活用を含めた市町村への広域連携が必要な事項に関する支援や、各市町村へのデータの活用・分析を含めた具体的な支援策を定めることが重要である。</p> <p>（二） 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施</p> <p>後期高齢者医療広域連合と市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組が着実に進むよう、市町村と後期高齢者医療広域連合が一体的実施に取り組む際に、その調整や他の関係団体との連携体制の構築など連携に当たったの支援を行うことが望ましい。</p> <p>（三） 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進</p> <p>第二の三の1の(三)に掲げる生活支援・介護予防サービスの充実に係る取組を進めるコーディネート機能の充実に係ること等、地域における日常生活支援の充実に係る市町村への支援策を定めることが重要である。</p> <p>具体的には、市町村と連携し地域の日常生活支援体制の基盤整備を推進する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や就労的活動支援コーディネーター</p>	<p>ア 在宅医療・介護連携の推進</p> <p>在宅医療・介護連携を推進するために、在宅医療をはじめとした広域的な医療資源に関する情報提供等、在宅医療・介護連携に関する道医師会等との連携や市町村への具体的な支援策を定める。</p> <p>イ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施</p> <p>後期高齢者医療広域連合と市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組が着実に進むよう、市町村と後期高齢者医療広域連合が一体的実施に取り組む際に、その調整や他の関係団体との連携体制の構築など連携に当たったの支援を行う。</p> <p>ウ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進</p> <p>地域における日常生活支援の充実に係る市町村支援策を定める。</p>	<p>（検討中） 具体的な実施（検討）内容：第9期計画に掲載予定</p> <p>（その他（支援内容の説明）） 具体的な実施（検討）内容：主体的に取り組んでいる後期高齢者広域連合と連携を図り、圏域別意見交換会への参加や事業未実施市町村への個別支援への同席などしながら、市町村への支援をおこなう。</p> <p>（検討中） 具体的な実施（検討）内容：第9期計画に掲載予定</p>	<p>第8期には「計画推進のための具体的取組」として記載</p> <p>第8期には「計画推進のための具体的取組」として記載</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直内容・具体的な取組内容	
<p>（就労的活動支援員）の養成、市町村・NPO・ボランティア・民間事業者等を対象とした普及啓発のためのシンポジウムや研修会の開催、生活支援・介護予防サービスを担う者のネットワーク化、好事例の発信等、広域的な視点から市町村の取組を支援することが重要である。特に、介護人材確保のためのボランティアポイント、地域の支え合い・助け合い活動のための事務手続き支援事業等の活用により、ボランティア活動及び就労的活動による高齢者の社会参加の促進などの地域の実態や状況に応じた市町村の様々な取組の支援を行うことも重要である。</p> <p>なお、総合事業のサービス事業者が、市町村の圏域をまたがってサービス提供を行う場合があることに鑑み、都道府県は、管内市町村が行った実施状況の調査、分析、評価等を踏まえ、適宜、必要な広域的調整に関する助言を行うことが望ましい。</p> <p>（四） 地域ケア会議の推進 第二の三の1の（四）に掲げる地域ケア会議の推進について、市町村への支援策を定めることが重要である。具体的には、地域ケア会議の適切な運営にかかる市町村職員の研修の実施、関係する職能団体との調整、構成員となる専門職に対する地域ケア会議の趣旨等に関する説明会の実施、好事例の発信等、市町村の取組を推進することが重要である。</p> <p>（五） 介護予防の推進 介護予防の推進に当たっては、都道府県の介護保険部門と衛生部門が連携しながら、広域的な立場から、市町村の介護予防の取組の評価、例えば都道府県医師会等との連携を通じたリハビリテーション専門職等の広域調整、関係機関間の調整、管内市町村の取組に係る情報収集・提供、介護予防の取組や保健事業に従事する者の人材育成等の市町村への支援策を定めることが重要である。</p> <p>（六） 高齢者の居住安定に係る施策との連携 今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中において、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題である。 また、住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるものであるため、地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となる。 このため、都道府県は、各市町村が把握している高齢者の住まいに関するニーズや取組状況を取りまとめ、課題を分析するとともに、各地域の実情に応じた施策が進展するよう、市町村に対する適切な助言及び市町村の高齢者住まいに関する取組の支援並びに広域的な取組の実施について、住宅政策を所管する部局と連携して行う。</p>	<p>なお、総合事業のサービス事業者が、市町村の圏域をまたがってサービス提供を行う場合には、管内市町村が行った実施状況の調査、分析、評価等を踏まえ、適宜、必要な広域的調整に関する助言を行うよう努める。</p> <p>エ 地域ケア会議の推進 地域ケア会議の推進について、市町村への支援策を定める。</p> <p>オ 介護予防の推進 介護予防の推進に向けて、市町村の取組に係る情報収集・提供、保健事業に従事する人材育成等の市町村支援策を定める。</p> <p>カ 高齢者の居住安定に係る施策との連携 今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中において、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題である。 また、住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるものであるため、地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となる。 道は、各市町村が把握している高齢者の住まいに関するニーズや取組状況を取りまとめ、課題を分析するとともに、各地域の実情に応じた施策が進展するよう、市町村に対する適切な助言及び市町村の高齢者住まいに関する取組の支援並びに広域的な取組の実施等について、住宅政策を所管する部局と連携して行う。</p>	<p>（その他（本道の実情）） 具体的な実施（検討）内容：市町村からの求めに応じて、適宜調査、分析等を踏まえた広域的調整に関する助言を行う。 ※本道では市町村から助言を求められたことはない。</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>（検討中） 具体的な実施（検討）内容：第9期計画に掲載予定</p> <p>（検討中） 具体的な実施（検討）内容：第9期計画に掲載予定</p>	<p>第8期には「計画推進のための具体的取組」として記載</p> <p>第8期には「計画推進のための具体的取組」として記載</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直内容・具体的な取組内容	
<p>ことが考えられる。その上で、持家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時対応等のサービスを提供するシルバーハウジング・プロジェクトや加齢対応構造等を備えた公営住宅、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅、その他の高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームに関する供給目標等について、必要に応じて住宅政策を所管する部局や市町村等と連携を図り定めることが重要である。</p> <p>また、今後、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題を抱える高齢者の増加が見込まれることから、養護老人ホームや軽費老人ホームについて、地域の実情に応じて、サービス量の見込みを定めることが重要である。</p> <p>さらに、都道府県居住支援協議会等の場も活用しながら、各市町村の施策の実施状況の共有や連携を促し、市町村による生活に困難を抱えた高齢者等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援の取組に対する支援を行うことや、低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居住の確保を図ることが重要である。具体的には、市町村や住宅政策を所管する部局と連携し、好事例の収集や情報提供等を行うことなどが考えられる。</p> <p>2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項</p> <p>(一) 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項</p> <p>今後の介護サービス基盤の整備を進めるに当たっては、住民にとって最も身近な市町村が主体となって、在宅と施設のサービスの量の均衡を考慮しつつ、日常生活圏域において必要となる介護サービス基盤全体の整備に関する目標を立て、計画的に整備していくこととなる。</p> <p>したがって、都道府県においては、その目標達成のための支援及び情報提供並びに市町村が主体となって整備すべき施設等以外の広域的な施設等の整備を行うことが重要である。</p> <p>ただし、市町村による施設等の整備であっても、特別養護老人ホームの設置の認可の申請があった場合、当該申請に係る特別養護老人ホームの所在地を含む老人福祉圏域の入所定員総数が、当該老人福祉圏域の必要入所定員総数に既に達しているとき等は、当該認可をしないことができるものとされていること等に鑑み、都道府県の方針と市町村におけるそれぞれの目標について、事前に十分な連携を図ることが重要である。</p> <p>また、広域的な施設等の整備については、広域的な利用に資するものである一方、施設が設置される市町村の住民による施設利用及び費用負担の増大にもつながり得ることに鑑み、法の規定に基づき、当該市町村の長に対し、相当の期間を指定して、市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見聴取を行い、各市町村における整備目標とその需要を十分に踏まえたものとする。</p>	<p>また、養護老人ホームや軽費老人ホームについて、サービス量の見込みを定めるほか、北海道居住支援協議会等の場も活用しながら、各市町村の施策の実施状況の共有や連携を促し、市町村による生活に困難を抱えた高齢者等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援の取組に対する支援を行うことや、低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居住の確保を図ることが重要であることから、市町村や住宅政策を所管する部局と連携し、好事例の収集や情報提供等を行う。</p> <p>(7) 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項</p> <p>ア 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項</p> <p>道は、日常生活圏域において必要となる介護サービス基盤全体の整備目標達成のための市町村支援及び情報提供並びに市町村が主体となって整備すべき施設等以外の広域的施設等の整備を行う。</p> <p>ただし、特別養護老人ホームの設置の認可の申請があった場合、当該高齢者保健福祉圏域における入所定員総数が、必要入所定員総数に既に達しているとき等は、道と市町村における目標について、事前に十分な連携を図る。</p> <p>また、広域的施設等の整備については、当該市町村長に対し意見聴取を行い、各市町村における整備目標とその需要を十分に踏まえたものとする。</p>	<p>(その他（実施状況の共有状況）) 具体的な実施（検討）内容：北海道居住支援協議会の場を通じて各市町村の優良事例を共有するなどしている。</p> <p>(その他（取組内容）) 具体的な実施（検討）内容：北海道居住支援協議会の場を通じて各市町村の優良事例を共有するなどしている。</p> <p>(既存（実施中）) 具体的な実施（検討）内容：高齢者保健福祉圏域連絡協議会などで圏域内の市町村と協議を行っている。</p>	

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直し内容・具体的な取組内容	
<p>ある。</p> <p>(二) ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項 老人福祉圏域ごとに、参酌標準を参考として、各年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の改修を含めたユニット型施設の整備に係る計画を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(三) ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項 老人福祉圏域ごとに各年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設のユニット型施設の整備の推進のための方策を定めるよう努めるものとする。 なお、大規模改修、改築等に合わせたユニット型施設への改修の推進についても考慮することが重要である。</p> <p>3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等 地域包括ケアシステムの構築の推進のためには、サービスごと、職種ごとの人手不足等の状況も踏まえ、介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めることが重要であるため、介護人材、在宅医療を担う医師や看護師等の医療職、介護支援専門員、生活支援サービスの担い手又は生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）等の多様な人材の確保を支援する方策を定めるよう努めるものとする。特に、介護人材が不足する中で必要な人材を確保していくためには、限られた人材の有効活用に加えて、専門的知識やスキルを身につけた介護福祉士の養成、地域医療介護総合確保基金による入門的研修、元気高齢者等参入促進セミナー事業（介護助手の取組）、ボランティアポイント、地域の支え合い・助け合いのための事務手続等支援事業の活用等により、人材の裾野を広げることも重要である。また、都道府県は、地域の実情に即して市町村への支援を行っていくことが必要である。その際には、介護人材を広域的に確保していく観点も重要である。</p> <p>そのため、介護人材の量的な確保については、一の5の(一)において推計された介護人材の需給の状況を踏まえ、処遇改善や、若年層、中高年齢層、子育てを終えた層や他業種からの新規参入の促進、離職した介護福祉士等の届出制度も活用した潜在的有資格者等の復職・再就職支援、外国人介護人材の受入れ・定着や介護福祉士国家資格の取得支援等の学習支援等の環境の整備（特に外国人介護人材の受入れ・定着に当たっては、多文化共生や日本語教育等の担当部局と連携するとともに介護福祉士国家資格の取得に向けた指導・教育体制にも留意すること。）、離職防止・定着促進のための働きやすい環境の整備、介護の仕事の魅力向上、介護ロボットやICTの活用等による生産性の向上や介護現場の革新等のための方策を、以下の点に留意して定めることが重要である。</p> <p>(一) 具体的な目標（定量的な目標値、時期）を掲げること。 (二) 都道府県が中心となって地域内の関係団体や関係機</p>	<p>イ ユニット型施設の整備計画及び推進方策に関する事項 高齢者保健福祉圏域ごとに、各年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の改修を含めたユニット型施設の整備に係る計画を定め、推進のための方策を定める。</p> <p>(8) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等 地域包括ケアシステム構築の推進のために、介護人材、在宅医療を担う医師や看護師等の医療職、介護支援専門員、生活支援サービスの担い手又は生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）等の多様な人材の確保を支援するための方策を次のとおり定める。</p>	<p>(その他（用語説明）) 具体的な実施（検討）内容：参酌標準は介護保険法で、「地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の入所定員の合計数のうち、ユニット型施設の入所定員合計数の占める割合が、50パーセント以上（そのうち地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合については、70パーセント以上）となるよう」定められている。</p> <p>(検討中) 具体的な実施（検討）内容：「第8期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画期間中の老人福祉施設等整備方針」の更新を検討</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>(検討中) 具体的な実施（検討）内容：第9期計画の「具体的な展開」として掲載予定（需給推計については、各保険者のサービス見込量を基に計算するため、年内を目途に今後算出予定)</p> <p>(検討中) 具体的な実施（検討）内容：第9期計画の「具体的な展開」として掲載予定（需給推計については、各保険者のサービス見込量を基に計算するため、年内を目途に今後算出予定)</p>	
<p>(一) 具体的な目標（定量的な目標値、時期）を掲げること。 (二) 都道府県が中心となって地域内の関係団体や関係機</p>	<p>ア 人材確保の具体的な目標 イ 関係団体や関係機関等との連携、人材確保のための協議会を</p>		<p>「介護職員の現状と推計」に記載。 令和22年度（2040年度）までに13.3万人（R2対比3.4万人増）が必要と推計 ※第9期の需給推計は別途算定</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直し内容・具体的な取組内容	
<p>関等と連携し、人材確保のための協議会を設置すること等により、地域の実情に応じ、重点的に取り組む事項を明確にすること。</p> <p>(三) 事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実・改善していくPDC Aサイクルを確立すること。</p> <p>(四) 都道府県福祉人材センター事業、都道府県看護職員確保センター（ナースセンター）事業等も含め、介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の養成、就業の促進等に関する事項を盛り込むこと。</p> <p>また、都道府県は、介護現場の生産性の向上の取組は、広く域内の介護サービスの情報を把握できる立場にある都道府県が主体となり、地域の実情を踏まえ、総合的かつ横断的に進めていくことが重要である。そのため、令和五年改正法による改正後の法第五条においても、都道府県は「介護サービスを提供する事業所又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努めなければならない。」とされており、発信力のあるモデル施設・事業所を地域で育成し、周辺に取組を伝播させていくなど、自治体が主導し、地域全体で取組を推進していく必要がある。具体的には、地域医療介護総合確保基金に基づく介護生産性向上推進総合事業によるワンストップ型の窓口の設置、介護現場革新のための協議会の設置といった取組が考えられる。業務効率化を進めて職員の負担軽減を図る観点から、介護分野の介護ロボット・ICT導入を進めていくことも重要であり、地域医療介護総合確保基金に基づき、介護ロボット・ICT導入支援について、三年間での導入事業所数などの数値目標を設定していくことも考えられる。</p> <p>さらに、介護人材の資質の向上に資するよう、介護の世界で生涯働き続けることができるようなキャリアパスの支援や事業主によるキャリアアップへの支援等の方策や、その具体的な目標を掲げることが重要である。</p> <p>また、ケアマネジメントの質の向上及び介護支援専門員の人材確保に取り組むことが重要である。介護離職の防止の実現に向け、介護に取り組む家族等への支援技術の向上を含め資質の向上を目指し、介護支援専門員に対する研修が適切に行われるような実施体制を組むとともに、介護支援専門員が当該研修を円滑に受講することができるよう、職能団体等との連携を十分に図りつつ、体制整備を図ることが重要である。その際には、法定研修カリキュラムの見直しを踏まえた適切なケアマネジメント手法の更なる普及・定着を図るとともに、オンライン化の推進や受講費用の負担軽減を含め、研修を受講しやすい環境を整備していくことが重要である。なお、受講費用の負担軽減については、地域医療介護総合確保基金を活用することも考えられる。</p> <p>また、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備や人材確保の観点から、共生型サービスの活用も重要である。</p>	<p>設置</p> <p>ウ 事業の実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実・改善していくPDC Aサイクルの確立</p> <p>エ 北海道福祉人材センター事業、北海道ナースセンター事業等も含め、介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の養成、就業の促進等に関する取組。</p> <p>また、介護現場の生産性の向上の取組は、地域の実情を踏まえ、総合的かつ横断的に進めていくことが重要であるため、発信力のあるモデル施設・事業所を地域で育成し、周辺に取組を伝播させていくなど、地域全体で取組を推進していく。</p> <p>さらに、介護人材の資質の向上に資するよう、介護分野で生涯働き続けることができるようなキャリアパスの支援や事業主によるキャリアアップへの支援等の方策を定める。</p> <p>また、ケアマネジメントの質の向上及び介護支援専門員の人材確保に取り組むほか、介護離職の防止の実現、資質の向上を目指し、関係団体等との連携を図りながら、適切な研修の実施体制を構築する。</p>	<p>([その他 (名称と検討内容)]) 具体的な実施 (検討) 内容 : 介護事業者団体、職能団体、行政機関等で構成する「北海道介護人材確保対策推進協議会」を設置</p> <p>([その他 (既存の事業内容を記載)]) 具体的な実施 (検討) 内容 : 北海道介護ロボット普及推進センターにおいて、ワンストップ型の窓口を設置するとともに、介護事業者団体、職能団体等で構成する北海道介護現場業務改善推進会議を設置。</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>見直しのポイント 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上 2 ポツ目 「都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用」</p> <p>国記載内容に準拠</p>	

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直内容・具体的な取組内容	
<p>加えて、生産年齢人口が減少する中においても、介護現場が地域における介護ニーズに応え、介護人材が利用者や家族からも感謝され、やりがいを持って働き続けられる環境作りを進めるため、都道府県が中心となり、介護現場における業務仕分けや課題に応じた介護ロボットやICTの活用、元気高齢者、外国人材を含めた介護人材の確保・定着、介護という仕事の魅力発信等のために必要な取組について情報交換や協議を行う会議体を設け、地域内の関係団体や関係機関等のみならず、市町村も一体となって介護現場革新に取り組むことが重要である。その際、介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、高齢者や女性を含めた幅広い層の参入による業務改善（いわゆる介護助手の取組）、複数法人による協同組合の推進、介護人材の悩み相談窓口の整備、出産・育児・介護等と仕事の両立支援など、介護現場革新に取り組むための方策を、以下の点に留意して定めるよう努めるものとする。</p> <p>（一） 都道府県が中心となって地域内の関係団体や関係機関等と連携し、協議体を設け、地域の実情に応じ、重点的に取り組む事項を明確にすること。</p> <p>（二） 事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実・改善していくPDCAサイクルを確立すること。</p> <p>介護現場革新の取組に当たっては、関係者の協働の下、業務効率化や介護人材がやりがいをもって働き続けられる環境作りに取り組むモデル施設を育成し、その地域のモデル施設が地域内の介護施設等へ先進的な取組を市町村と連携して普及していくことが重要である。</p> <p>また、市町村と連携しながら新規介護人材の確保及び介護人材の定着支援を両輪で進め、子供から高齢者まで幅広い世代の地域住民に対して介護職場の魅力を発信し、介護職場のイメージを刷新していくことが重要である。</p> <p>加えて、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ、令和三年度介護報酬改定において、全ての介護サービス事業者に対し、事業の運営に当たって、職場におけるセクシュアルハラスメント又はパワーハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずることが義務付けられた。このような状況も踏まえ、ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりに向けた取組を推進していくことが重要である。なお、複数人での訪問を実施する場合には、地域医療介護総合確保基金を活用し、訪問介護員等に同行する者への謝金について助成を行うことも可能である。</p> <p>在宅医療・介護連携の推進において、これまで市町村は在宅医療の提供体制等への関与が少なかったことから、市町村の人材育成の支援が重要である。医療と介護の連携体制の構築を進めるために、各市町村で中心的役割を担うリーダーや医療と介護の両分野に精通し、各分野の連携を推進するコーディネーターとなる人材育成等について記載することが重要である。</p> <p>訪問看護職員については訪問看護推進協議会を設置し、</p>	<p>加えて、生産年齢人口が減少する中においても、介護現場が地域における介護ニーズに応え、介護人材がやりがいを持って働き続けられる環境作りを進めるため、道が中心となり、介護現場における業務仕分けや介護ロボットやICTの活用、元気高齢者、外国人材を含めた介護人材の確保・定着、介護という仕事の魅力発信等のために必要な取組について情報交換や協議を行い、地域内の関係団体や関係機関等のみならず、市町村も一体となって介護現場革新に取り組む。</p>	<p>国記載内容に準拠</p>	

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直内容・具体的な取組内容	
<p>都道府県が主体的に地域の実情を踏まえた訪問看護サービスの確保のための施策を策定し、その内容を都道府県介護保険事業支援計画に盛り込むことが望ましい。</p> <p>また、訪問看護事業所の看護師が最新又は高度な医療処置・看護ケアに関する知識や技術、在宅医療に求められるケアの視点や入退院支援、地域連携に関する知識といった専門性を高めるための研修等の実施が必要であることを踏まえ、これらの研修が適切に実施されるよう、体制整備を図ることが重要である。</p> <p>介護分野の文書負担軽減の観点から、指定申請や報酬請求等に係る国が定める標準様式及び「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化に向けて、令和五年三月に介護保険法施行規則等が改正された。これにより、都道府県等においては、令和八年三月三十一日までに「電子申請・届出システム」の使用に向けた準備を完了する必要があることから、その対応を遅滞なく進めるとともに、市町村の文書負担軽減へ向けた取組状況のフォローアップや、小規模自治体への支援等を行うことが重要である。</p> <p>なお、標準様式及び「電子申請・届出システム」の活用の支援により、区域外指定を受ける地域密着型サービス事業者が複数市町村に対して行う指定申請にかかる事務負担も軽減される。</p> <p>介護人材確保が喫緊の課題とされる中で、介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効に活用するため、介護サービス事業者の経営の協働化や大規模化も有効な手段の一つとして検討することが重要である。</p> <p>さらに、要介護認定が適正に行われるよう、認定調査員等の資質の向上に資する研修等を行うことが重要である。</p> <p>4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項</p> <p>介護保険施設においては、利用者がその要介護状態区分等に応じて最も適切な介護を受けることができるよう、利用者の希望を最大限に尊重しながら、利用者を居宅に復帰させることを目指すことが求められること等に鑑み、介護保険施設の入退所（介護保険施設相互間の転所を含む。）を円滑にするための取組を推進するため、介護保険施設に関する情報を住民に提供するための体制整備、介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めるよう努めるものとする。</p> <p>なお、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むことが重要である。</p> <p>また、市町村における予防給付対象サービス、地域支援事業の実施に関する効果の評価等を行うなど、市町村におけるこれらのサービス又は事業が効果的かつ効率的に実施されるよう、必要な支援に関する事項を盛り込むことが重要である。このほか、地域支援事業の適切な実施に向け</p>	<p>さらに、訪問看護事業所の看護師が専門性を高めるための研修等が適切に実施されるよう体制整備を図るとともに、介護分野の文書負担軽減の観点から、指定申請や報酬請求等に係る国が示している標準様式と「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化に向けて、国が令和5年3月に改正した介護保険法施行規則等では、令和8年3月までにその準備を完了することとされたことから、その対応を遅滞なく進めるとともに、市町村の文書負担軽減へ向けた取組状況のフォローアップや、小規模自治体への支援等を行うほか、要介護認定が適正に行われるよう、認定調査員等の資質の向上に資する研修等を行う。</p> <p>(9) 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項</p> <p>介護保険施設の入退所（介護保険施設相互間の転所を含む。）を円滑にするため、介護保険施設に関する情報提供体制の整備、介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業、その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定める。また、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進するため、情報提供並びに相談体制の整備について定める。</p> <p>市町村における予防給付対象サービス、地域支援事業の評価の実施等、必要な支援に関する事項を定める。さらに、重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者の増加等を踏まえ、市町村において地域密着型サービスの体制整備に向けた支援について定める。</p>	<p>国記載内容に準拠</p> <p>(その他（道の取組内容 ）)</p> <p>具体的な実施（検討）内容：「電子申請・届出システム」の整備に向けて国からの通知や国主催の「電子申請・届出システム」に関する研修会について市町村へ周知を行っているほか、道の「電子申請・届出システム」運用（R6.4.1開始予定）以降、本システムを整備する市町村に対し、活用状況を情報提供を実施。</p>	

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直し内容・具体的な取組内容	
<p>て、支援を必要とする市町村を抽出し、課題の設定や支援体制の検討等について継続的に助言・指導等を行っていくことも考えられる。</p> <p>さらに、重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者の増加等を踏まえ、そのような者が要介護状態等となっても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるようにするため、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の重要性に留意し、都道府県においても、市町村が行う広域利用の調整に対する支援や、市町村、居宅介護支援事業者、医療機関等に対する周知啓発等、市町村において地域密着型サービスの体制の整備が行われるよう、必要な支援に関する事項を盛り込むことが重要である。</p> <p>そして、高齢者虐待の防止対策の推進においては、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者に対する虐待等の権利侵害を防止して、高齢者の尊厳の保持と安全で安心できる生活環境や福祉サービス利用環境の構築を目指すため、高齢者虐待の防止や市町村に対する適切な支援の提供に向け、PDCAサイクルを活用し、計画的に高齢者虐待防止対策に取り組むことが重要である。</p> <p>都道府県介護保険事業支援計画の策定に当たっては、高齢者虐待防止法に基づく調査結果等の既存指標（管内市町村における体制整備項目等）や、高齢者権利擁護等推進事業の活用状況、養介護施設従事者等による虐待対応における市町村との協働体制、法及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する施設・事業所等における委員会の開催や指針の整備、研修の実施等の実施状況等について、管内市町村とともに担当者間で検討する機会を設けて現状の把握と課題を分析した上で、策定後においても、重点目標や支援内容を定め、市町村から意見聴取等を行う等して評価を行い見直ししていくことが有効である。</p> <p>また、養護者に該当しない者による虐待防止やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止についても、高齢者の権利擁護業務として対応する必要があることから、関係部署・機関等との連携体制強化する支援を行うことも重要である。</p> <p>介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進については、市町村から報告された事故情報の分析や活用を行うとともに、各市町村においても、事故情報の分析や活用が適切に行われるよう、必要な助言や支援を行うことが重要である。</p> <p>5 認知症施策の推進</p> <p>都道府県は、認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、認知症施策に取り組むことが重要である。認知症施策に取り組むに当たっては、都道府県介護保険事業支援計画に、次に掲げる取</p>	<p>また、高齢者虐待の防止対策の推進においては、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者に対する虐待等の権利侵害を防止して、高齢者の尊厳の保持と安全で安心できる生活環境や福祉サービス利用環境の構築を目指すため、高齢者虐待の防止や市町村に対する適切な支援の提供に向け、PDCAサイクルを活用し、計画的に高齢者虐待防止対策に取り組むほか、養護者に該当しない者による虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止についても、高齢者の権利擁護業務として対応する必要があることから、関係部署・機関等との連携体制強化する支援を行う。</p> <p>介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進については、市町村から報告された事故情報の分析や活用を行うとともに、各市町村においても、事故情報の分析や活用が適切に行われるよう、必要な助言や支援を行う。</p> <p>(10) 認知症施策の推進</p> <p>道は、認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、認知症施策に取り組む。認知症施策に取り組むに当たっては、北海道介護保険事業支援計画に、次に掲げる取組などを定め、道が実施主体となる医療・介護従事者の認知</p>	<p>国記載内容に準拠</p> <p>（その他（道の取組内容を記載）） 具体的な実施（検討）内容：北海道高齢者虐待防止・相談支援センター（委託）において、関係機関と委員会を開催しているほか、市町村が抱える虐待ケースの困難事例について、部会で具体的助言及び指導を行うなどの取組を行っている。</p> <p>（その他（道の取組内容を記載）） 具体的な実施（検討）内容：虐待防止推進研修会を「在宅編」「施設編」「管理者編」の3回に分けて設定し、最新の具体事例を交えて説明し、虐待防止の醸成に努めているほか、一般向けとしては、高齢者虐待に関する相談窓口を設置しているほか、高齢者虐待防止・相談支援センターのチラシ、高齢者虐待防止啓発用パンフレットを作成し、市町村や関係機関に設置を依頼している。</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>（その他（道の取組内容を記載）） 具体的な実施（検討）内容：介護施設SAFE協議会（事務局：北海道労働局）による情報共有のほか、事故事例、事故防止好事例紹介による周知・啓発</p>	

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直内容・具体的な取組内容	
<p>組について、各年度における具体的な計画（事業内容、実施（配置）予定数、受講予定人数等）を定めることが重要である。特に、都道府県が実施主体となる医療・介護従事者の認知症対応力の向上やチームオレンジ等の地域支援体制の強化に向けた研修を計画的に開催することが重要である。</p> <p>また、市町村の取組も含めた都道府県全体の計画を示し、必要に応じて、市町村への支援策を定めることが重要である。</p> <p>なお、早期診断を行う医療機関の整備については、地域の医療計画との整合性を図りながら進めることが重要である。</p> <p>（一）普及啓発・本人発信支援</p> <p>イ 認知症サポーターの養成、特に、認知症の人との地域での関わりが多いことが想定される職域の従業員等をはじめ、子どもや学生に対する認知症サポーター養成に係る講座の拡大</p> <p>ロ 世界アルツハイマーデー（毎年九月二十一日）及び月間（毎年九月）等の機会を捉えた認知症に関するイベント等の普及啓発の取組実施</p> <p>ハ 「地域版希望大使」の設置とその活用</p> <p>ニ ピアサポート活動の推進</p> <p>（二）予防</p> <p>認知症の予防に関する調査研究の推進及び市町村における認知症予防に資する可能性のある活動（通いの場の拡充など）の推進に向けた地域の実情を踏まえた支援</p> <p>（三）医療・ケア・介護サービス</p> <p>イ 認知症疾患医療センターの計画的な整備及びセンターの地域の関係機関間の調整・助言・支援機能の強化に向けた取組</p> <p>ロ かかりつけ医に対する認知症対応力向上のための研修の実施及び認知症サポート医の養成と活用</p> <p>ハ 病院従事者、歯科医師、薬剤師又は看護職員に対する認知症対応力向上のための研修の実施</p> <p>ニ 認知症ケアに携わる介護人材の育成（認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修）</p> <p>（四）認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援</p> <p>イ 認知症バリアフリーの推進</p> <p>（イ）認知症バリアフリーの取組の機運を高めるための先進的な取組の共有や広域での連携体制の構築</p> <p>（ロ）広域搜索時の連携体制の構築（管内市町村や近隣の都道府県との連携）</p> <p>（ハ）チームオレンジ等の設置・運営に向けたステップアップ講座や研修の実施</p> <p>（二）成年後見制度利用促進法や成年後見制度利用促進基本計画に基づく権利擁護の取組の推進、市民後見人</p>	<p>症対応力の向上やチームオレンジ等の地域支援体制の強化に向けた研修を計画的に開催する。</p> <p>また、早期診断を行う医療機関の整備については、医療計画との整合性を図りながら進める。</p> <p>ア 普及啓発・本人発信支援</p> <p>（ア）認知症サポーターの養成、特に、認知症の人との地域での関わりが多いことが想定される職域の従業員等をはじめ、子どもや学生に対する認知症サポーター養成講座の拡大</p> <p>（イ）世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）及び月間（毎年9月）などの機会を捉えた認知症に関するイベント等の普及啓発の取組推進</p> <p>（ウ）ピアサポート活動の推進</p> <p>イ 予防</p> <p>認知症の予防に関するエビデンスの収集・普及及び市町村における認知症予防に資する可能性のある活動（通いの場の拡充など）の推進に向けた地域の実情を踏まえた支援</p> <p>ウ 医療・ケア・介護サービスへの支援</p> <p>（ア）医療・ケア（早期発見・早期対応）</p> <p>a 認知症疾患医療センターの計画的な整備及びセンターの地域の関係機関間の調整・助言・支援機能の強化に向けた取組</p> <p>b かかりつけ医に対する認知症対応力向上のための研修の実施及び認知症サポート医の養成と活用</p> <p>c 病院従事者、歯科医師、薬剤師又は看護職員に対する認知症対応力向上のための研修の実施</p> <p>（イ）認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供・確保</p> <p>認知症ケアに携わる介護人材の育成（認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修）</p> <p>エ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援</p> <p>（ア）認知症バリアフリーの推進</p> <p>a 認知症バリアフリーの取組の機運を高めるための先進的な取組の共有</p> <p>b 広域の見守りネットワークの構築</p> <p>c チームオレンジ等の設置・運営に向けた研修の実施</p> <p>d 権利擁護の取組の推進、市民後見人の育成・活用</p>		

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直内容・具体的な取組内容
<p>の育成・活用、支援組織の体制整備</p> <p>(ホ) 日本認知症官民協議会における取組を踏まえた、官民が連携した認知症バリアフリーの推進等の認知症施策の取組推進</p> <p>ロ 若年性認知症の人への支援 若年性認知症コーディネーターの活動の推進（相談支援、就労・社会参加のネットワーク作り、認知症地域支援推進員や地域包括支援センター職員との広域的なネットワーク作り等）</p> <p>ハ 社会参加支援の推進 介護サービス事業所における認知症の人をはじめとする利用者による有償ボランティアを含めた社会参加や社会貢献の活動の導入支援</p> <p>6 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数を記載するよう努めることが必要である。なお、これは特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅を総量規制の対象とするものではない。 また、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加しており、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるためには、これらの入居定員総数を踏まえることが重要である。その際、過剰な介護サービスの基盤の整備とならないよう、適切な整備量の見込みを行うことが重要である。あわせて、必要に応じて市町村と連携しながら、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）の指定を受ける有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（介護付きホーム）への移行を促すことが望ましい。 なお、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が介護ニーズの受け皿としての役割を果たせるよう、市町村から提供される情報等に基づき、未届けの有料老人ホームの届出促進や指導監督の徹底を図るとともに、市町村と連携して介護サービス相談員の積極的な活用等、その質の確保を図ることも重要である。</p> <p>7 介護サービス情報の公表に関する事項 介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するため、法第五章第十節の規定による介護サービス情報の公表に係る体制の整備をはじめとする介護サービス情報の公表に関する事項を定めるよう努めるものとする。 その際、高齢者本人やその家族等が介護サービスを実際に利用し、又は利用しようとする際に、介護サービス情報の公表制度が認知されていることが重要であることから、</p>	<p>e 日本認知症官民協議会における取組を踏まえた、官民が連携した認知症バリアフリーの推進等の認知症施策の取組推進</p> <p>(イ) 若年性認知症の人への支援 若年性認知症コーディネーターの活動の推進</p> <p>(ウ) 社会参加支援の推進 介護サービス事業所における認知症の人をはじめとする利用者による有償ボランティアを含めた社会参加や社会貢献の活動の推進</p> <p>(11) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数を記載する。 なお、これは特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅を総量規制の対象とするものではない。 また、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるためには、これらの入居定員総数を踏まえ、過剰な介護サービスの基盤の整備とならないよう、整備量の見込みを行う。あわせて、必要に応じて市町村と連携しながら、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）の指定を受ける有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（介護付きホーム）への移行を促す。 なお、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が介護ニーズの受け皿としての役割を果たせるよう、市町村から提供される情報等に基づき、未届けの有料老人ホームの届出促進や指導監督の徹底を図るとともに、市町村と連携してその質の確保を図る。</p> <p>(12) 介護サービス情報の公表に関する事項 介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するため、介護サービス情報の公表に関する事項を定める。 第9期計画では、介護人材の確保が重要となる中、各事業所における雇用管理の取組を推進することが必要であり、現行の従業者等に関する情報公表の仕組みについて、事業所が円滑に情報発信できる取組を推進する。 また、通所介護等の設備を利用して提供している法定外の宿泊</p>	<p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直し内容・具体的な取組内容
<p>都道府県は、市町村を通じてパンフレットを配布する等、地域住民等に対して幅広く継続的に普及啓発に取り組むことが重要である。</p> <p>第九期においても、引き続き介護人材の確保が重要となる中、各事業所における雇用管理の取組を推進することが必要であり、現行の従業者等に関する情報公表の仕組みについて、事業所が円滑に情報発信できるよう都道府県の積極的な取組が重要である。</p> <p>また、通所介護等の設備を利用して提供している法定外の宿泊サービスについて、サービスの質の担保の観点から、情報公表システムでの公表をすること。</p> <p>さらに、市町村が新たに公表することとなった、地域包括支援センターと配食や見守り等の生活支援の情報の公表に当たっては、地域の実情に応じて市町村と連携を図りながら必要な支援を行うことが望ましい。</p> <p>加えて、利用者の選択に資するという観点から、財務状況を公表することが重要である。</p> <p>8 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等</p> <p>令和五年の法改正による改正後の法第五章第十一節の規定による介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する事項を定めるよう努めるものとする。</p> <p>その際、地域において必要とされる介護サービスを確保するため、介護サービス事業者経営情報に関するデータベースを活用し、都道府県区域内の介護サービス事業所又は施設ごとの経営情報の把握に努めるとともに、例えば、各都道府県が、全国の介護サービス事業者の経営状況と比較して、区域内の介護サービス事業者の経営課題の分析等を行うなどの当該データベースの活用を行うことが望ましい。</p> <p>また、介護サービス事業者に対して任意での報告を求めている職種別の給与費については、なるべく多くの事業者から報告がなされるよう、制度の趣旨等を周知することが望ましい。</p> <p>9 災害に対する備えの検討</p> <p>日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要である。このため、介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促すことが必要である。</p> <p>また、あらかじめ関係団体と災害時の介護職員の派遣協力協定を締結するなどの体制を整備することが重要である。</p> <p>災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することは重要であり、指定基準により、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレ</p>	<p>サービスについて、サービスの質の担保の観点から、情報公表システムで公表するとともに、市町村が実施する地域包括支援センターと配食や見守り等の生活支援情報の公表について、市町村と連携を図りながら必要な支援を行う。</p> <p>(13) 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等</p> <p>介護サービス事業者の経営情報について、事業者から経営情報が適切に報告されるよう必要な対応を行うとともに、厚生労働省が運用する介護サービス事業者経営情報に関するデータベースを活用し、事業所又は施設ごとの収益及び費用等の情報を把握しつつ、地域において必要とされる介護サービスの確保に向けた取組を行うよう努める。</p> <p>(14) 災害に対する備えの検討</p> <p>日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行う。このため、介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促す。</p> <p>また、あらかじめ関係団体と災害時の介護職員の派遣協力協定を締結するなどの体制を整備する。</p> <p>災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、指定基準により、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられてい</p>	<p>国記載内容に準拠</p> <p>国記載内容に準拠</p>

国基本指針（第9期）	道作成指針（第9期）（案）	見直内容・具体的な取組内容	
<p>ーション）の実施等が義務付けられているところ、管内の介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行うことが必要である。</p> <p>10 感染症に対する備えの検討</p> <p>日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備を行うことが重要である。</p> <p>このため、介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実等が必要である。</p> <p>また、感染症発生時も含めた市町村や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制の整備が必要である。加えて、感染症発生時に備えた事業所間連携を含む応援体制の構築や人材確保策を講じることが重要である。</p> <p>さらに、介護事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備が必要である。</p> <p>感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することは重要であり、指定基準により、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられているところ、管内の介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行うことが必要である。</p>	<p>ることから、道内の介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行う。</p> <p>(15) 感染症に対する備えの検討</p> <p>日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備を行う。</p> <p>このため、介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実等を図る。</p> <p>感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、指定基準により、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられていることから、道内の介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行う。</p>	<p>（その他（道の取組内容を記載）） 具体的な実施（検討）内容：運営指導時実施状況の確認を行い、未実施の場合は指導を行うほか、ホームページによるひな形、事例の周知</p> <p>国記載内容に準拠</p> <p>（その他（道の取組内容を記載）） 具体的な実施（検討）内容：運営指導時実施状況の確認を行い、未実施の場合は指導を行うほか、ホームページによるひな形、事例の周知</p>	